

行政常任委員会

令和 8 年 3 月 1 1 日（水）

午前 1 0 時 2 8 分 開 会

○南委員長 改めまして、おはようございます。それでは、ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。

先ほど 9 時半から新野球場、国市浜公園の野球場を視察させていただいて、それぞれの思いがあると思いますけれども、僕的には、随分ときれいな球場だなという印象をいたしました。

それでは、早速ですが、教育委員会所管の議案の審査に入りたいと思います。

まず、初めに、教育長より御挨拶をいただきます。

○出口教育長 先ほどは、本当にお忙しい中、新野球場を見ていただきまして、どうもありがとうございました。

本委員会でございますが、議案第 8 号「尾鷲市放課後子ども総合プラン運営委員会設置条例の一部改正について」をはじめとする条例改正案や、令和 8 年度尾鷲市一般会計予算案、そして、令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算のほか、追加議案なども提出をしております。

つきましては、説明の順序を整理いたしまして、煩雑とならないように各課長から説明をさせますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますよう、どうぞよろしく願いいたします。

○南委員長 それでは、教育委員会所管の 8 件の議案があるわけなんですけれども、順を追って、議案第 8 号「尾鷲市放課後子ども総合プラン運営委員会設置条例の一部改正について」から説明をお願いいたします。

○世古教育委員会生涯学習課長 生涯学習課でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議案第 8 号「尾鷲市放課後子ども総合プラン運営委員会設置条例の一部改正について」につきまして御説明いたします。

議案書は 5 2 ページを御覧ください。通知いたします。

本条例の一部改正は、生涯学習課が所管する放課後子ども教室と福祉保健課が所管する放課後児童クラブなどの実施を通じて、本市における小学生児童の放課後の子供の居場所づくり等の在り方を総合的に検討する尾鷲市放課後子ども総合プラン

運営委員会の設置目的について、国の施策名の変更により、本市の実情に合わせた内容を詳細に明記するよう、条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表の65ページを御覧ください。通知いたします。

第1条冒頭の尾鷲市における放課後子ども総合プランに係る施策の部分について、従来、国において、放課後子ども総合プランの施策名の下で行われてきた放課後の子供の居場所づくり事業等につきまして、放課後子ども総合プランの施策名が変更されたことから、実際に本市で行われている詳細な事業内容であります、子どもが放課後等を安全安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができるよう放課後等の子どもの居場所づくりとの記載に改正するものでございます。

以上が条例の一部改正に係る議案の説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 議案8号「尾鷲市放課後子ども総合プラン運営委員会設置条例の一部改正について」の説明は以上でございます。

御質問のある方、御発言をお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、議案第8号の審査を終了いたします。

続きまして、議案第10号「尾鷲市都市公園条例及び尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」の説明をお願いいたします。

生涯学習課長、もう少しゆっくりと説明をお願いいたします。

○世古教育委員会生涯学習課長 それでは、議案第10号「尾鷲市都市公園条例及び尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」につきまして御説明いたします。

議案書の59ページを御覧ください。通知いたします。

本条例の一部改正は、現在、中部電力三田火力発電所跡地に整備中の都市公園、国市浜公園に新野球場を設置するに当たり、関連する尾鷲市都市公園条例と尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例について、それぞれ条例の一部を改正するものでございます。

都市公園である国市浜公園内に有料施設となる野球場施設を加えることから、尾鷲市都市公園条例に所要の改正を行い、使用料においては、尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例において定める所要の改正を行うものでございます。

まず、尾鷲市都市公園条例の一部改正につきまして、建設課長より説明申し上げます。

○塩津建設課長　それでは、尾鷲市都市公園条例の一部改正について、建設課より説明させていただきます。

新旧対照表の78ページを御覧ください。通知します。

尾鷲市都市公園条例の一部改正につきましては、第7条の次に、第7条の2として、第1項有料公園施設（市の管理する公園施設で、有料で使用させるものをいう。以下同じ。）は、別表第1のとおりとする。

第2項有料公園施設の使用等については、尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例で定める。の1条を加えます。

次に、第11条第1項中、別表を別表第2に改め、第2項の次に、第3項有料公園施設の使用料については、尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例で定める。の1項を加えます。

次に、別表を、別表第2とし、同表の前に、別表第1（第7条の2）として、有料公園施設の説明及び位置の表を加えます。

尾鷲市都市公園条例の一部改正についての説明は以上でございます。

○世古教育委員会生涯学習課長　では、次に、尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして説明いたします。

新旧対照表の80ページを御覧ください。通知いたします。

本条例は、生涯学習課が所管する運動施設の設置及び管理について定める条例で、共通する取扱いにつきましては条文に記載し、別表において、各施設の名称や位置、使用料などを一括して定めるものでございます。

別表第1を御覧ください。

改正後の表におきましては、既設の尾鷲市立運動場の上段部分に新野球場を追記しております。名称につきましては、尾鷲市立国市浜公園野球場に、また、位置につきましては、尾鷲市国市松泉町1番と定めております。

次に、別表第2を御覧ください。

改正後の表におきましては、既設の尾鷲市立運動場使用料の上段部分に、尾鷲市立国市浜公園野球場に係る使用料の一覧表を掲載しております。

なお、使用料につきましては、令和7年12月定例会において御説明いたしました内容で、基本的な使用料につきましては、旧野球場と同額の使用料としつつ、ナイター照明の敷設に伴い、夜間使用料及び夜間照明使用料等について所要の金額を定めたものでございます。

以上が条例の一部改正に係る議案の説明でございます。よろしく御審議いただき、

御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 議案第10号「尾鷲市都市公園条例及び尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」の説明は以上でございます。

御質疑、御質問ある方、御発言をお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 特段ないようでございますので、引き続きまして、議案第19号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算(第12号)の議決について」の説明をお願いいたします。

○柳田教育委員会教育総務課長 教育総務課です。よろしく申し上げます。

議案第19号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算(第12号)の議決について」のうち、教育総務課に係る予算について説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、全て事業経費の確定に伴う補正減でございます。

まず、歳入について説明します。

補正予算書14ページ、15ページを御覧ください。通知いたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金の503万6,000円の減額は、1節教育費補助金における公立学校情報機器整備費補助金の減額です。これは、児童・生徒1人1台端末の整備に係る事業費の確定に伴い、補助金額を精査したものでございます。

次に、歳出について説明いたします。

予算書42ページ、43ページを御覧ください。通知いたします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の928万2,000円の減額は、学校教育事務局費の校務用パソコンの機器借上料及び児童・生徒用端末の備品購入費において、いずれも入札差金が生じたことによるものです。

また、ALT事業においては、旅費及び負担金の確定に伴い、合わせて119万3,000円を減額いたします。

3目奨学資金貸付金の228万円の減額は、本年度の奨学資金貸付事業の確定に伴うものです。

次に、2項小学校費、1目学校管理費の78万1,000円の減額は、小学校施設整備事業の14節工事費におきまして、矢浜小学校の1階トイレ改修工事等の入札差金が生じたことによるものです。

次に、3項中学校費、1目学校管理費の169万4,000円の減額は、17節備品購入費において、尾鷲中学校体育館等のスポットクーラーの購入に係る入札差

金が生じたことによるものでございます。

教育総務課に係る補正予算は以上でございます。

○世古教育委員会生涯学習課長　それでは、続きまして、同議案のうち、生涯学習課に係る予算について、補正予算書に基づき説明いたします。

まず、歳入でございます。

補正予算書16、17ページを御覧ください。通知いたします。

ページの中ほどの表を御覧ください。

15款県支出金、2項県補助金のうち、最下段、7目教育費県補助金65万5,000円の減額は、放課後子ども教室推進事業補助金65万5,000円の減額であり、これは、補助金額確定に伴う減額でございます。

続きまして、歳出でございます。

補正予算書44、45ページを御覧ください。通知いたします。

9款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費65万5,000円の減額は、細目放課後子ども教室推進事業のうち、7節報償費65万5,000円の減額で、これは、放課後子ども教室いきいき尾鷲っこにおけるコーディネーター人材の追加を予定しておりましたが、該当者がなかったことから、当該報酬を減額するものでございます。

次に、5項保健体育費、2目運動場管理費のうち、細目多目的スポーツフィールド整備事業のうち、12節委託料の218万4,000円の減額は、国市浜公園野球場建設工事監理等業務委託料218万4,000円の減額で、額の確定に伴う減額でございます。

次に、繰越明許費について御説明いたします。

補正予算書8ページを御覧ください。通知いたします。

第2表繰越明許費のうち、生涯学習課に関するものは、表の最下段、社会教育施設整備事業1億486万3,000円でございます。これは、入札不調となりました尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事に係る事業費のうち、工事請負費1億円と、工事監理等業務委託料分486万3,000円であり、設計額の再積算後、令和8年度において直ちに再入札を行う必要があることから、繰越しを行うものでございます。

以上が生涯学習課の令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長　ありがとうございます。

議案第19号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の議決について」の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 特段ないようでございますので、引き続き、追加された追加議案、議案第31号と議案第33号につきましては、視察させていただきました国市浜公園の野球場に関する予算と工事請負契約でございますので、併せて説明をお願いいたします。

まず、議案第31号のほうからお願いいたします。

○世古教育委員会生涯学習課長 それでは、議案第31号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第13号）の議決について」のうち、生涯学習課に関する予算について、補正予算書及び資料に基づき説明いたします。

当該補正予算につきましては、新野球場及び国市浜公園整備に関する予算の補正であり、内容は関連し合うことで複雑となっておりますので、まずは、補正予算書において金額の説明をさせていただき、その後、資料において改めて説明をさせていただきたいと思っております。

では、歳出でございます。

補正予算書12ページ、13ページを御覧ください。通知いたします。

9款教育費、5項保健体育費、2目運動場管理費1,972万5,000円の減額は、細目多目的スポーツフィールド整備事業のうち、14節工事請負費1,972万5,000円の減額で、これは、国市浜公園に建設中の新野球場整備に係る工事費の額の確定に伴うものでございます。

次に、繰越明許費について説明いたします。

補正予算書5ページを御覧ください。通知いたします。

第2表繰越明許費補正のうち、生涯学習課に関するものは、多目的スポーツフィールド整備事業7億4,728万1,000円でございます。これは、引き続き工事が進む国市浜公園整備において、新野球場の本格供用開始までに使用する仮設駐車場とその周辺等において、利用者の安全管理面から追加工事が必要となったことなどで、工期が4月に及ぶこととなった野球場建設工事に係る工事費と同工事に係る監理業務委託料の繰越し、また、それらに加えまして、国市浜公園整備において、中部電力株式会社様が南門橋の建設を決定したことや、当初予定していた避難橋の建設を中断したことなど、また、南門橋の設計におきまして、橋梁の高さが変更さ

れることとなったことなど、再検討が必要となった国市浜公園設計業務委託料に係る7億4,728万1,000円の繰越しを行うものでございます。

なお、これらにつきましては、併せて資料に基づき御説明いたします。

次に、第3表債務負担行為補正でございます。

債務負担行為の廃止でございます。

尾鷲市体育文化会館及び尾鷲市立中央公民館耐震・長寿命化工事監理等業務委託に係る令和8年度債務負担行為1,945万円及び尾鷲市体育文化会館及び尾鷲市立中央公民館耐震・長寿命化工事に係る令和8年度債務負担行為9億6,935万4,000円のそれぞれにつきまして、当初の予定の入札が不調となったことで、入札時期が令和7年度及び令和8年度の予定であったものが、令和8年度及び令和9年度となったことに伴い廃止するものでございます。

補正予算書の説明は以上でございますが、新野球場工事及び多目的スポーツフィールド建設に係る多目的スポーツフィールド整備事業の繰越しに関しまして、改めて資料にて説明いたします。

委員会資料1ページを御覧ください。通知いたします。

資料1、国市浜公園野球場建設工事等についてでございます。

まず、野球場工事及び国市浜公園の設計に係る補正予算の説明を行います。

まず、1ページの表につきましては、全て左側の欄が全体額、つまり令和6年度と令和7年度の合計額となっております。そして、表の真ん中は令和6年度の金額で、この部分は既に確定した額となっており、表の右側が令和7年度で、主に今回変動が生じた金額となっております。これらを踏まえまして、順を追って説明いたします。

まず、今回の補正予算で減額となりました工事請負費1,972万5,000円について説明いたします。

表の2、現契約額（第1回変更）の欄を御覧ください。

こちらの第1回変更といいますのは、当初の契約にナイター設備に係る変更が行われていることを表したもので、③の16億1,436万5,500円が現在の契約額でございます。

次に、その一つ下、3、仮変更契約額（第2回変更）の欄を御覧ください。

⑤の金額が、議案第33号「工事請負変更契約について（国市浜公園野球場建設工事）」における変更契約額となり、先ほどの現在の契約額③の額に物価スライド、精算変更、仮駐車場等の追加工事分の変更額である⑦の金額5,672万9,200

円を加えた最終的な契約額 1 6 億 7, 1 0 9 万 4, 7 0 0 円でございます。

そのまま、一番右側の令和 7 年度の欄を御覧ください。

⑥ 1 1 億 6, 9 2 7 万 4, 7 0 0 円の記載がございますが、この金額が令和 7 年度予算における令和 7 年度分工事費の精算額となります。

そこで、二つ上の②の金額を御覧ください。

1 1 億 8, 9 0 0 万円でございますが、こちらが、1 月 3 0 日の臨時議会でお認めいただきました 7, 6 0 0 万円の補正予算を含む現在の予算額でございます。この②の予算額 1 1 億 8, 9 0 0 万円から、二つ下の確定額であります⑥ 1 1 億 6, 9 2 7 万 4, 7 0 0 円を差し引いた残額が、一番右下の⑩の欄にございます 1, 9 7 2 万 5, 3 0 0 円、このうち、1, 0 0 0 円未満を切捨てた 1, 9 7 2 万 5, 0 0 0 円が今回の減額の補正額となります。

なお、ここまでの説明をまとめましたものが、表の下に記載しております。

次に、1 月 3 0 日の補正予算 7, 6 0 0 万円に対する最終的な契約変更額、⑦の 5, 6 7 2 万 9, 2 0 0 円の内訳について説明いたします。

資料の 2 ページを御覧ください。

6、変更増額金額（第 2 回変更）の内訳についてでございます。

説明が前後いたしますが、表のうち、最下段の（2）における金額 2, 5 8 8 万 9, 6 0 0 円が物価スライドに係るものでございます。

その 2 行上、（1）の①に係る 1, 4 1 5 万 8, 1 0 0 円が、精算変更に伴う金額でございます。

さらにその 1 行下、（1）の②の部分 1, 6 6 8 万 1, 5 0 0 円が追加工事に係るものでございます。

また、7、追加工事内容につきましては、野球場周辺への仮囲いの設置や、仮駐車場の整備を行うものでございます。

続きまして、繰越明許費 7 億 4, 7 2 8 万 1, 0 0 0 円の内訳について説明いたします。

3 ページを御覧ください。

工事のスケジュール等につきましては、後ほど建設課長より説明申し上げますが、私からは、繰越明許費の金額の説明をさせていただきます。

繰越明許費 7 億 4, 7 2 8 万 1, 0 0 0 円につきましては、野球場に係る工事請負費、野球場工事に係る監理業務委託料、国市浜公園に係る設計業務委託料、それぞれの合計額となります。

まず、表の上段から2段目、工事施工（追加工事）の欄を御覧ください。

野球場に係る工事請負費についてでございます。青い囲みの中にそれぞれ説明が
ございますが、工事請負費の令和7年度、現予算額11億8,900万円から、前
金払いとして4億4,501万円が支出済みであります。さらに、工事請負費とし
て、精算額の1,972万5,000円を減額した残りの金額が、右側の赤枠の青い
囲みの中、④の金額7億2,426万5,000円が繰り越されることとなります。

次に、下から2段目、④監理等業務委託の欄を御覧ください。

野球場工事に係る監理等業務委託料でございます。緑の囲みの部分、こちらの令
和7年度分に係る予算現額は621万6,000円であり、これらが⑤として全額
繰り越されることとなります。

最後に、一番下の段、⑤設計等業務委託の欄を御覧ください。

国市浜公園に係る設計業務委託料でございます。朱色の囲みの部分、令和7年度
予算現額は1,680万円であり、これらが⑥として全額繰り越されることとな
ります。

これらの合計金額が、備考欄にございます青い枠で囲まれた枠内の金額⑦となり、
繰越明許費の多目的スポーツフィールド整備事業7億4,728万1,000円とな
るものでございます。

補正予算に係る金額部分の説明は以上でございます。

以降は改めまして、工事等のスケジュールや内容、国市浜公園整備に係る設計の
現状等も含めまして、建設課長より説明申し上げます。

○塩津建設課長　それでは、国市浜公園野球場建設工事ほかスケジュール案につ
きまして、資料3ページを基に説明させていただきます。

一番上、上段、①工事施工の既契約分である野球場建設工事につきましては、現
状、工期末である3月27日での完了を見込んでおりますが、その下段、②追加工
事につきましては、野球場が出来上がった後も国市浜公園全体における駐車場や園
路整備の工事が継続されるため、その中で供用を開始するに当たって、来場者の安
全確保のため、野球場周辺の仮囲いの設置や仮駐車場を整備する必要があると判断
したことから、既決予算の範囲内で実施したいと考えておりますが、これら追加工
事につきましては、現工期内での完了が困難であることから、③後片づけも含めた
工期延期を4月末と想定して予算の繰越しを行いたいと考えております。

④監理等業務委託につきましても工事に伴うもので、同様に繰越したいと考
えております。

⑤設計等業務委託につきましては、野球場以外の公園部分の整備を進めていく上で、労務単価、資材価格の高騰や気候変動など昨今の情勢を鑑み、公園全体の早期供用開始に向け、引き続き検討を行う必要があるため、予算の繰越しをしたいと考えております。

資料4ページを御覧ください。

工事着手から8年2月下旬までの進捗状況写真で、一番右側の下段になりますが、グラウンドの人工芝舗装、内野スタンド及びダッグアウト、本部とナイター照明、バックスクリーン、スコアボード、防球ネット等が完成しており、進捗率は資料作成時点の1月末となっておりますが、現在2月末時点で91.1%となっております。

次の資料5ページを御覧ください。

2月下旬にドローンより撮影した各方向からの野球場現況写真です。上段左側が管理棟側から野球場の工事箇所を撮影したもので、上段右側がバックスクリーン側から撮影したものでございます。下段左側が矢ノ川河口の海側から野球場を撮影したものです。最後、下段の右側が矢ノ川河口側から野球場工事箇所を撮影した四つの写真となっております。

次に、資料6ページを御覧ください。

こちらは、野球場供用開始時の状況を示す図(案)でございます。

次の7ページを御覧ください。

こちら、供用開始時の状況を現況写真に落とし込んだものでございます。

写真左上、赤いハッチのかかった部分が仮駐車場予定地で、碎石を10センチ厚で敷きならした面積3,800平方メートルの駐車場を予定しております。

仮駐車場の緑色の線で示した部分には、延長約180メートルの車両進入対策を行い、その外側、仮駐車場と野球場を囲んだ青い線で示した部分に、来訪者が供用開始区域外へ出てしまうことのないよう、合わせて約750メートルの仮囲いを設置いたします。

仮駐車場と野球場の間の歩行者出入口については、幅6メートルを確保し、スムーズに通行できるようにいたします。

避難経路につきましては、この幅6メートルの出入口へ向けて野球場の周辺を通っていただき、そこから左上にあります公園利用者等車両の経路でオレンジ色の線で示した部分へ抜け、南門のほうへ避難していただくというルートを想定しております。

次に、国市浜公園に係る設計等業務委託について説明いたします。

資料 8 ページを御覧ください。

国市浜公園全体の平面図に主な検討箇所を落とし込んだもので、次の 9 ページを御覧ください。

こちらは、今の主な検討箇所を鳥瞰図に落とし込んだものでございます。図面の左側、ピンク色の丸で囲った部分が、中部電力による南門架け替え工事の施工箇所ですが、県道管理者の三重県と中部電力との協議の結果、公園園路側の計画高を変更する必要が生じ、これに不測の日数を要しております。

青色の線で囲んだ部分がメインプロムナードで、この部分は、これまで公園の景観等を考慮して、全面平板ブロック舗装としておりましたが、近年の記録的な猛暑等を鑑みまして、なるべく芝生部分を増やしたいことから、避難経路を十分確保した上で舗装部分の面積を減らし、また、舗装構成も、柔軟性が高く、ある程度自由な形状で舗装できるアスファルト舗装への変更を今現在、検討しております。アスファルト舗装の特性としましては、その柔軟性から、地震の揺れをある程度吸収できるということと、地盤の変形に追従性があることが挙げられます。

また、平面図の右側、多目的芝生広場としている部分には、民間企業の誘致等も含めた検討を行っておりましたが、国市浜公園全体の供用開始予定である令和 10 年度当初まで実現する見込みが薄いことから、駐車場の必要台数やトイレの必要数等も今後検討していきたいと考えております。

建設課の説明は以上でございます。

○世古教育委員会生涯学習課長　引き続きまして、関連がございますので、議案第 33 号「工事請負変更契約について（国市浜公園野球場建設工事）」につきまして説明いたします。

議案書追加分、3 ページを御覧ください。通知いたします。

こちらは、議案第 31 号「令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 13 号）の議決について」におきまして説明いたしました、物価スライド及び精算に伴う金額変更と利用者の安全管理に必要な追加工事に伴う契約の変更に係る仮契約でございます。

本契約を締結するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

ただいま議案31と33号の説明を受けました。両方合わせて審査に入りたいと思いますので、御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○西川委員 さっきも野球場を見せてもらって、新しいうちは何でも立派だと思うんですけど、職員と話しておったんですけど、これ、野球場の向き、ちょっとおかしくないですか。観客目線でいくのか、プレーヤー目線でいくのか。向き、ちょっと違っていませんか、建設課長。

○塩津建設課長 一応、設置に関してはプレーヤー目線ということで、西日等が選手の目に入らないような方向で野球場の位置を決定しております。

○西川委員 いや、プレーヤー目線で言ったら、朝から晩まで太陽を受けることになるんですけど。ボールを見失うというか、フライが上がったときに。僕、ちょっとかじっただけですよ、造営のときにちょっと記憶があったもので聞いてみただけです。

○塩津建設課長 一応、守備についての方が太陽の方向、南方向を向くことがないような形で設置した形になっております。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

○佐々木委員 仮駐車場ということなんですけれども、仮駐車場というのは、供用開始するときのための仮駐車場で、これが全体像が出来上がったときに、もう一つ、きちっと第2駐車場になると思うんですが、その整備というのがもう一度やられるということでしょうか。

○世古教育委員会生涯学習課長 現状は仮駐車場ということで、また、令和8年度の当初予算のほうで、そちらの駐車場建設の部分の説明がございますので、そういった形で令和8年度に駐車場を整備する予定でございます。

○佐々木委員 供用開始のときに、9ページの図で、周りの部分、芝生の部分とか、その辺は、どこまでできている、全くできていないんでしょうか。

○塩津建設課長 一応、国市浜公園全体の完成予定が令和9年度末ということで、取りあえず令和8年度に関しては、駐車場の整備をまずは優先して行いたいと思います。

また、今後、業務委託のほうも繰り越しさせていただく予定なのですが、その中で、コンサルタントのほうと協議して、芝生広場等の施工方法や広さについても検討していきたいと考えておりますので、まだ現時点で、この鳥瞰図が完成図という

わけではございません。

○南委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　他にないようですので、議案第31号と議案第33号の審査を終了いたします。

続きまして、議案第14号「令和8年度尾鷲市一般会計予算の議決について」の説明をお願いいたします。

○柳田教育委員会教育総務課長　　それでは、議案第14号「令和8年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、教育総務課に関する予算につきまして説明をいたします。

まず、収入です。

予算書20ページ、21ページを御覧ください。通知させていただきます。最下段を御覧ください。

12款分担金及び負担金、1項負担金、次ページ、22ページ、23ページを御覧ください、5目教育費負担金、1節教育費負担金25万5,000円は、日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金で、保護者、児童・生徒のけが等に係る共済掛金の保護者の負担金でございます。

13款使用料及び手数料、1項使用料、次ページを御覧ください、7目教育使用料、1節教育総務使用料13万3,000円は、教育総務課が所管する土地に敷設する電柱やアンテナの設置使用料でございます。

次ページ、26ページ、27ページを御覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、ページが飛びます、28ページ、29ページを御覧ください、次ページでございます、5目教育費国庫補助金、1節教育費補助金のうち、本課に係るものは、理科教育等設備整備費補助金13万8,000円は、理科関係設備の整備に係る費用への2分の1の補助、特別支援教育就学奨励費補助金6万4,000円は、学用品費等の扶助費への補助でございます。

次ページ、30ページ、31ページを御覧ください。

15款県支出金、2項県補助金、次ページを御覧ください、32ページ、33ページでございます、7目教育費県補助金、1節教育費補助金のうち、2行目、部活動指導員配置促進事業補助金113万5,000円は、教職員の働き方改革の一環で、部活動指導員4名を配置することにより、教職員の総勤務時間数の削減を図る

ための補助金です。この補助金は、県、国、市、それぞれが3分の1ずつ負担するものでございます。

部活動地域展開推進事業補助金は44万円で、部活動を地域のスポーツ、文化団体などへ移行し、持続可能な活動環境を整えるための経費への補助金でございます。

給食費負担軽減交付金2,608万3,000円は、新たに創出されました交付金で、市が実施する給食費給付事業に対し、国、県から全額が補助されるものです。なお、対象児童は小学生456名分となります。

15款県支出金、3項委託金、6目教育費委託金、1節教育総務費委託金44万6,000円は、学校安全総合支援事業委託金で、各学校にアドバイザーを招いて防災教育を行う委託金でございます。

次に、16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入のうち、次ページ、34ページ、35ページを御覧ください、教員住宅貸付料430万8,000円は、15件分の教員住宅の家賃収入でございます。

次ページ、36ページ、37ページを御覧ください。

20款諸収入、3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、1節奨学資金貸付金元利収入287万5,000円は、奨学資金貸付けへの返還金でございます。

次ページ、38ページ、39ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、次ページ、40ページ、41ページを御覧ください、9節教育費雑入のうち、1行目の日本スポーツ振興センター共済給付金150万円は、小中学生のけがに係る共済給付金です。

4行目の日本スポーツ振興センター共済掛金補助金1万3,000円は、準要保護等児童・生徒分のスポーツ振興センター共済掛金の補助金でございます。

5行目、自動販売機電気使用料は、尾鷲中学校に設置をしております災害救助自動販売機の電気使用料で、6行目の防犯カメラ電気等使用料は、通学路2か所への設置しております防犯カメラの電気使用料でございます。

以上が教育総務課に係る収入の説明でございます。

続きまして、歳出につきまして説明をさせていただきます。

予算書182ページ、183ページを御覧ください。通知いたします。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費の本年度予算額は244万8,000円で、対前年度比2万2,000円の増額です。財源は、全て一般財源です。

細目教育委員会費の主なものといたしましては、教育委員4名の報酬235万2,000円が主なものです。

次に、事務局費の2目事務局費、本年度予算額2億6,977万4,000円で、対前年度比4,955万9,000円の減額です。

財源の内訳は、国県支出金4,389万2,000円の主なものは、給食費負担軽減交付金2,608万3,000円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,736万3,000円、地方債として、学校教育施設除却事業債800万円、その他特定財源の4,849万2,000円の主なものは、先ほど説明させていただきました教員住宅等の貸付料430万8,000円をはじめ、ふるさと応援基金4,237万3,000円を充当しております。一般財源は1億6,939万円でございます。

細目教育職員人件費につきましては、総務課より説明が行われておりますので、割愛させていただきます。

なお、各細節での人件費に関しましても同様に割愛をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次ページ、184ページ、185ページを御覧ください。

細目教育一般事務局費3,910万円の内訳は、需用費378万6,000円は、事務局の消耗品と光熱水費等でございます。

役務費108万4,000円は、庁舎別館及び矢浜教員住宅の浄化槽保守点検等手数料61万円が主なものです。

委託料2,154万7,000円は、スクールバス運行委託料1,700万6,000円と学校給食配送等手数料の433万9,000円が主なものです。

使用料及び賃借料166万7,000円は、学校給食配食に係る車両の借上料123万1,000円が主なものです。

工事請負費971万3,000円は、旧飛鳥幼稚園、旧北輪内中学校等の教員住宅の解体工事費です。

負担金、補助及び交付金130万3,000円は、次ページ、186ページ、187ページを御覧ください、紀北教育研究所運営費分担金90万円が主なものでございます。

次に、細目学校教育事務局費は8,149万4,000円です。

報酬85万9,000円は、学校運営協議会委員等の報酬37万円と、健康管理医の報酬24万円が主なものです。

報償費411万7,000円は、各学校に配置する学校評議員と県からの委託事業である学校安全総合支援事業のアドバイザーへの報酬や、現在募集を行っております教育移住英語教育推進等に係る地域おこし協力隊への報酬393万2,000

円です。

講師謝金に関しましては、人権教育研修等での講師謝金となっております。

需用費 693万6,000円は、消耗品の主なものとして、1人1台端末の授業支援ソフトウェア及びウイルスソフト等の購入550万円と、先生が使われる校務用のパソコンソフトウェアライセンス128万7,000円が主なものです。

委託料394万円は、学校ICTシステムの運用保守委託料330万円と、特別教室への無線LANの引込みに対する整備委託料でございます。

使用料及び賃借料1,642万1,000円の主なものとしては、学校ICT環境機器借上料1,246万1,000円で、教職員が利用する校務用のパソコン130台分のリース料及び学習支援ソフト等の借上料となります。

負担金、補助及び交付金4,880万9,000円の主なものは、次ページ、188ページ、189ページを御覧ください、補助金、児童・生徒学校給食費給付金4,401万9,000円で、令和5年度から引き続き学校給食に係る費用の全額を給付するものです。交付対象は753名となっております。なお、本事業につきましては、国からの給食費負担軽減交付金2,608万3,000円を小学生分として充当しております。

また、尾鷲市地域おこし協力隊活動費補助金として1年分の200万円も併せて計上しております。

細目ALT事業159万1,000円につきましては、旅費62万2,000円はALTの帰国旅費が主なものです。

負担金、補助及び交付金86万2,000円は、自治体国際化協会への負担金でございます。

3目奨学資金貸付金、本年度予算額663万7,000円で、対前年度比84万円の増額です。

財源内訳は、その他特定財源の647万5,000円は、奨学資金貸付返還金及びふるさと応援基金で、一般財源は16万2,000円となっております。

この内容につきましては、主要施策を利用させていただきまして、柳瀬係長より説明いたさせます。

○柳瀬教育委員会教育総務課主幹兼係長 主要施策の予算概要84ページを御覧ください。通知いたします。

奨学資金貸付事業について御説明いたします。

まず、事業の目的は、高校、大学等へ進学する生徒、学生で学資の十分でない者

に対し奨学金を貸与し、卒業後、社会に貢献させることを目的としております。

事業の内容につきましては、勉学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により高校、大学等への進学が困難な方に奨学金を貸与するものです。

事業内容、経費内訳は記載のとおりで、令和8年度は、新規貸付8名分360万円と継続貸付7名分300万円、計15名分660万円の貸付金予算額となっております。

令和8年度貸付分より、貸付額の増額改定を行ったため、前年度予算と比較しまして、新規貸付分が42万円、継続貸付分が42万円増で、合計84万円の増額となっております。

事業費予算額は663万7,000円で、財源内訳は、奨学資金貸付金返還金が287万5,000円、ふるさと応援基金繰入金が360万円、一般財源が16万2,000円です。

奨学金貸付事業に係る主要施策の予算概要の説明は以上でございます。

○柳田教育委員会教育総務課長　それでは、予算書190ページ、191ページを御覧ください。通知させていただきます。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費は、本年度予算額1億7,285万円で、対前年度比4,000円の増額となっております。

財源内訳の国県支出金25万円は、理科教育等設備整備費補助金5万9,000円、みえ森と緑の県民税市町交付金19万1,000円、地方債が100万円、その他特定財源として、830万円はふるさと応援基金を充当し、一般財源が1億6,330万円となっております。

細目小学校学校管理費は6,203万円です。

需用費4,172万2,000円は、小学校5校分の消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費でございます。

役務費884万3,000円は、浄化槽保守点検等手数料503万5,000円、火災報知機点検手数料61万3,000円、樹木剪定・除草手数料96万2,000円が主なもので、この除草手数料に関しましては、尾鷲小学校の校庭の木の剪定を実施予定でございます。

使用料及び賃借料239万4,000円は、学校5校に係る複合機の使用料177万5,000円及びインターネット使用料51万4,000円が主なものです。

備品購入費755万7,000円の主なものは、各校の図書購入費111万円や賀田小学校屋内運動場へのスポットエアコンの整備456万5,000円のほか、

各校から要望の高い備品に関しまして整備を行うものです。また、賀田小学校への屋内運動場のスポットエアコンの台数につきましては、2台を予定しております。

次ページ、192ページ、193ページを御覧ください。

細目小学校学校給食事業は693万円で、小学校5校に係る給食の費用でございます。

需用費、消耗品費313万円は、調理用の白衣や調理に必要な食器洗剤等の消耗品の購入でございます。

役務費378万2,000円は、栄養教諭・給食調理員の検便手数料73万2,000円、厨房機器保守点検手数料37万2,000円のほか、給食センターに必要な手数料でございます。

細目小学校保健衛生管理経費は609万8,000円です。

報酬400万8,000円は、校医の報酬及び薬剤師の報酬でございます。

委託料145万5,000円は各種検診委託料や検査委託料となっております。

細目小学校施設整備事業は622万7,000円です。

需用費の修繕料577万1,000円は、各小学校の一般修繕費の350万円と、小学校の洋式便器改修事業の100万円、また、学校から要望の高いウォシュレットの設置に係る費用として、3か所の45万円を計上しております。

次ページ、194ページ、195ページを御覧ください。

次に、2目教育振興費、本年度予算額1,155万1,000円で、対前年度比434万6,000円の増額です。

財源内訳は、国県支出金が225万7,000円で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金128万円、みえ子ども・子育て応援総合補助金93万8,000円と、特別支援教育就学奨励費補助金3万9,000円、その他特定財源の845万3,000円はふるさと応援基金、一般財源が84万1,000円となっております。

細目小学校教育振興経費は802万4,000円です。

負担金、補助及び交付金128万円は、令和9年4月に小学校へ入学する児童64名に対して交付させていただきます新入学児童祝金でございます。

扶助費の学用品費等は、準要保護児童123名の学用品費等644万7,000円と特別支援教育就学奨励費23万7,000円は、18名分の学用品費でございます。

次に、細目ふるさと教育支援事業307万4,000円と、細目子どもの学びと

育ち育成支援事業 45万3,000円は、主要施策の予算概要により、小学校費と、後に説明させていただく中学校費を合わせて西川係長から説明いたさせます。

○西川教育総務課主幹兼係長 主要施策の予算概要 85 ページを御覧ください。
通知いたします。

ふるさと教育支援事業について御説明いたします。

まず、事業の目的は、子供たちがふるさと尾鷲に愛着を持ち続けるため、地域の人々の考え方や生き方から学び、自然や景観、歴史、伝統文化の体験など、郷土愛を育むふるさと教育を充実させ、また、川育、海育、山育のプログラムを全小学校共通学年で体験する自然体験推進業務を実施し、全ての小学校で共通の尾鷲育として構築していくことを目的としています。

事業の内容につきましては、尾鷲の自然や景観、歴史、伝統文化などに触れる体験学習、地域教材を活用したふるさと教育を充実させることや、他課と連携して、地元産の食材を活用した給食を提供するなど食育の推進、自然体験プログラムを実施した尾鷲育の構築など、記載のとおりでございます。

経費内訳は、小学校分が、講師謝礼の報償費 11 万円、消耗品費 23 万円、委託料として、地元の魚を使った食育推進事業委託料 94 万 4,000 円、自然体験推進業務委託料 140 万 8,000 円の計 235 万 2,000 円、バス等借上料 38 万 2,000 円で、合計 307 万 4,000 円です。

中学校分が、講師謝礼の報償費 23 万 8,000 円、講師派遣旅費 1 万 3,000 円、消耗品費、賄材料費が 7 万 8,000 円、通信運搬費と保険料が 6 万 4,000 円、地元の魚を使った食育推進事業委託料が 53 万円で、合計 92 万 3,000 円となっております。

地元の魚を使った食育推進事業については、三重県産のブリ、養殖マダイ等を給食食材に使用し、小学校、中学校ともに年間 4 回の実施を予定しております。

事業費予算額は、小学校、中学校合わせて 399 万 7,000 円で、前年度予算と比較して 25 万 1,000 円の増額となっており、財源内訳は、みえ子ども・子育て応援総合補助金が 93 万 8,000 円、ふるさと応援基金繰入金 が 292 万 3,000 円、一般財源が 13 万 6,000 円でございます。

続きまして、86 ページを御覧ください。

次に、子どもの学びと育ち育成支援事業について御説明いたします。

まず、事業の目的としましては、教育ビジョンの基本理念であります、「未来を拓き、次代のおおせを担う人財の育成」のために、子供が自ら学べる環境づくりと

学校教育の充実を進めることを目的としております。

事業の内容につきましては、児童・生徒が安心して学ぶことができる環境づくりを推進するため、小学校4から6年生及び中学校全学年の学級満足度調査、Q-U調査を活用しまして、自立する力、共に生きる力を育成するとともに、不登校やいじめの未然予防、早期発見等に係る取組を推進することと、小学校6年生で漢字検定5級、中学校2年生で英語検定4級を受験し、合格することを目標として取り組むことで、学習意欲と学力の向上を図るものとなっております。

また、中学校文化祭での文化芸術鑑賞で、なじみの薄い芸術等に触れることで、生徒の文化や芸術に対する意識の向上と、鑑賞マナーの習得を目指します。

経費内訳は、小学校分が報償費1万円、消耗品費23万3,000円、保険料、漢字検定受験手数料で21万円、合計45万3,000円となっております。

中学校分が、報償費15万円、消耗品費37万4,000円、英語検定受験手数料27万2,000円、合計79万6,000円となっております。

事業費予算額は、小学校、中学校合わせて124万9,000円で、前年度予算と比較して3万6,000円の減額となっております。

財源内訳は、ふるさと応援基金繰入金でございます。

主要施策の予算概要についての説明は以上でございます。

○柳田教育委員会教育総務課長　それでは、予算書194ページ、195ページに戻ってください。通知させていただきます。

ここからは、中学校に係る経費でございます。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、本年度予算額6,887万4,000円で、対前年度比2,012万3,000円の減額です。

財源内訳は、国県支出金121万4,000円は、理科教育等設備整備費補助金などで、地方債として500万円、その他特定財源390万円はふるさと応援基金を充当し、一般財源は6,326万円となっております。

次ページ、196ページ、197ページを御覧ください。

細目中学校学校管理費は3,049万円です。

需用費2,035万5,000円は、中学校2校分の消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費でございます。

役務費298万5,000円は、浄化槽保守点検手数料184万5,000円が主なものです。

委託料155万7,000円は、電気保安業務委託料53万4,000円及びエレ

ベーター保守点検業務委託料 102万3,000円になっております。

使用料及び賃借料 98万3,000円は、複合機使用料 70万3,000円、インターネット使用料 20万6,000円が主なものです。

備品購入費 296万6,000円の主なものは、図書 72万円、尾鷲中学校理科教室の椅子、また、尾鷲中学校及び輪内中学校の特別教室への空調の備品購入費となっております。

負担金、補助及び交付金 163万9,000円は、選手派遣費補助金 128万円が主なものです。

次に、細目中学校学校給食事業は 56万8,000円で、各学校の給食に係る経費です。

需用費、消耗品費 25万円は、調理用の白衣であったり、食器洗剤等の購入費用で、役務費 30万7,000円は、栄養教諭・給食調理員の検便手数料 9万3,000円でございます。

次ページ、198ページ、199ページを御覧ください。

賀田地区への配送手数料 19万8,000円が手数料の主なものでございます。

次に、細目中学校保健衛生管理経費は 304万円です。

報酬 185万7,000円は、学校医、歯科医、薬剤師の報酬です。

委託料 90万1,000円は、各種検診委託料や検査委託料となっております。

次に、細目中学校施設整備事業は、265万8,000円です。

需用費、修繕料の 245万円は、各学校の一般修繕料 150万円と、尾鷲中学校のトイレの洋式化の修繕、また、小学校費と同じく、ウォシュレットを設置するというので、45万円を計上しております。

次に、2目教育振興費、本年度予算額 1,001万4,000円で、対前年度比 122万円の増額です。

財源内訳は、国県支出金が部活動地域展開推進事業補助金 44万円、特別支援教育就学奨励費補助金 2万5,000円で、その他特定財源 909万4,000円はふるさと応援基金、一般財源は 45万5,000円となっております。

細目中学校教育振興経費は 829万5,000円です。

報償費は、部活動地域展開に係る指導員への報酬 54万円を計上しております。次年度は、新たにソフトテニス地域展開の対象に加える計画でございます。一方、野球に関しましては、現在、各関係市町と費用を協議中であり、方針が固まり次第、年度内の補正予算による措置を検討しております。

需用費の消耗品費 67万5,000円は、クラブ活動に係るものです。

委託料につきましても、部活動地域展開に係る委託料として12万円を計上しております。

扶助費は、準要保護等生徒76名分の学用品費等674万7,000円、医療費として10名分の6万円、特別支援教育就学奨励費15万3,000円は、4名分の学用品費等でございます。

次に、細目ふるさと教育支援事業92万3,000円と、次ページ、200ページ、201ページを御覧ください、細目子どもの学びと育ち育成支援事業79万6,000円につきましては、小学校費の予算説明の際に主要施策の予算概要で説明をいたしました事業でございます。

以上が教育総務課に係る当初予算の説明でございます。

○世古教育委員会生涯学習課長　　続きまして、生涯学習課に関する予算について御説明いたします。

まず、歳入でございます。

予算書22、23ページを御覧ください。通知いたします。

13款使用料及び手数料、1項使用料のうち、次ページ、24、25ページを御覧ください、7目教育使用料232万1,000円、そのうち生涯学習課分につきましては、2節社会教育使用料114万7,000円は、公民館使用料、天文科学館入館料及び使用料ほか、行政財産使用料につきましては、天文科学館に設置する報道各社の情報カメラ等に係る財産使用料でございます。

3節保健体育使用料104万1,000円は、市営運動場、新野球場、テニスコート等の使用料でございます。

次ページを御覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金のうち、次ページ、28、29ページを御覧ください、5目教育費国庫補助金1億1,327万1,000円、1節教育費補助金のうち、生涯学習課分は、社会資本整備総合交付金は、多目的スポーツフィールドにおける駐車場等整備工事に対する交付金1億1,000万円と、文化財保存事業費関係補助金は、後ほど歳出で説明いたしますが、天狗倉山山頂の天狗岩に係る世界遺産追加登録に向けた国指定史跡への追加指定を目指す上で必要となる地形データ等測量業務に対する補助金306万9,000円でございます。

次ページを御覧ください。

15款県支出金、2項県補助金のうち、次ページ、32、33ページを御覧ください。

さい、7目教育費県補助金3,003万5,000円、1節教育費補助金のうち、生涯学習課分は、放課後子ども教室推進事業補助金は、放課後子ども教室いきいき尾鷲っ子に係る補助金194万8,000円と、文化財保存事業費関係補助金は、天狗倉山山頂大岩の測量業務に係る補助金42万9,000円でございます。

次に、38、39ページを御覧ください。通知いたします。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入のうち、次ページを御覧ください、9節教育費雑入257万8,000円のうち、生涯学習課分は、図書館コピーサービス料9,000円、熊野古道保全整備事業補助金は、熊野古道の修繕事業に対して東紀州地域振興公社から交付される補助金50万円、自動販売機電気使用料4万8,000円、芸術文化振興育成事業補助金は、歳出において説明いたします演奏業務委託料に係る補助金50万円でございます。

以上が歳入についての説明でございます。

次に、歳出について説明いたします。

予算書200、201ページを御覧ください。通知いたします。

9款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費、本年度予算額は10億3,673万5,000円で、前年度比9億8,254万6,000円の増額でございます。

増額の主な要因は、再入札を行う体育文化会館中央公民館耐震・長寿命化工事に係る予算計上によるものでございます。

財源内訳の地方債8億490万円は、同じく耐震・長寿命化工事に係る社会教育施設等整備事業債、その他特定財源1億1,454万9,000円のうち主なものは、同じく耐震・長寿命化に係る森林環境譲与税基金繰入金1億554万9,000円、その他ふるさと応援基金繰入金などでございます。

なお、人件費につきましては総務課より説明が行われておりますので、割愛させていただきます。

では、細目社会教育一般事務費は、97万3,000円でございます。

主なものとしたしましては、社会教育委員報酬6名分の15万9,000円、次ページを御覧ください、負担金、補助及び交付金25万4,000円のうち、少年活動事業補助金3万3,000円は、子ども会育成会連絡協議会に対し、また、女性活動事業補助金5万円は、婦人の会連絡協議会に対し、文化活動事業補助金14万6,000円は文化協会に対し、それぞれの活動に補助するものであります。

細目二十歳のつどい事業は、46万7,000円でございます。

主なものとしたしましては、報償費の22万5,000円は、記念品代でございます。

なお、令和8年度より会場である尾鷲市民文化会館の使用料につきましては、次期指定管理期間より無償化のため、計上しておりません。

細目放課後子ども教室推進事業292万2,000円は、放課後等における子供の育成と安心安全な居場所づくりを進めるもので、放課後子ども教室いきいき尾鷲っ子として、令和8年度は年間38講座を予定しております。

主なものとしたしましては、放課後子ども教室コーディネーター及び講座講師等への報償費242万6,000円で、事業費の3分の2を上限として県の補助金が交付されるものです。

細目社会教育施設整備事業9億8,880万4,000円は、尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事に係るもので、主なものとしたしましては、委託料1,945万円は、耐震・長寿命化工事に係る監理等業務委託料であり、令和7年度9月定例会でお認めいただきました債務負担行為の金額でございます。

次ページを御覧ください。

工事請負費9億6,935万4,000円は、耐震・長寿命化工事に係る工事費で、こちらも同じくお認めいただいた債務負担行為の金額でございます。

なお、本工事につきましては、設計額の再計算に伴い、予算額と年度ごとの予算配分に変動が生じることから、議案第32号「令和8年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」の追加議案の説明の際、資料を用いて詳しく御説明いたします。

細目文化振興事業は新規事業であり、200万1,000円でございます。こちらは、主要施策の予算概要にて説明いたします。

主要施策の予算概要91ページを御覧ください。通知いたします。

本事業の目的につきましては、文化、芸術には、人々の感性を刺激し、心の豊かさや活力をもたらす力があることから、子供から高齢者まで広く市民に質の高い文化芸術に触れる機会を提供することで、創造性の涵養と市民文化の向上を図るとともに、文化、芸術を通じた市民の活動及び交流の促進と暮らしの満足度向上を目指すものでございます。

令和8年度より、生涯学習課は文化スポーツ振興課として課名が変わり、より市民と直接接する機会となる文化スポーツ活動事業の充実を図ってまいります。

従来 of 文化事業につきましては、公民館等で行う事業を除き、市民文化会館の指

定管理者に委託する形で事業を行ってまいりました。しかし、少子高齢化に伴う著しい人口減少や、価値観の多様化、コロナ禍を機に急激に進んだメディアの多様化等の社会情勢の変動に伴い、従来と同様の指定管理者のみでの文化振興事業の実施については、年々先細りする状況となっております。

そこで、次年度から文化スポーツ振興課と指定管理者の両方で文化事業の充実を図ることを目指し、その初年度として、同課においては、県内外で精力的に活躍する演奏家による演奏事業を行うものです。

主な費用といたしましては、演奏委託料190万円であり、財源として、活性化対策基金繰入金150万円のほか、文化活動助成金50万円を見込んでおります。

また、限られたマンパワーや財源を有効に活用しながら、文化事業の振興を図る一環として、次期指定管理業務より、従来の教育利用に加えて、市が主催共催する事業に係る会館使用料を無償化しております。これにより、全庁で市民文化会館の活用の促進を図り、文化振興の充実につなげてまいります。

それでは、予算書204、205ページにお戻りください。通知いたします。

次に、2目公民館費、本年度予算額は2,842万6,000円、前年度比254万円の増額でございます。

財源内訳のその他特定財源は、公民館使用料、ふるさと応援基金繰入金など142万3,000円でございます。

細目公民館管理経費は2,257万円で、主なものといたしましては、需用費887万2,000円のうち、光熱水費は710万6,000円でございます。

役務費320万5,000円は、主に浄化槽保守点検手数料などで、委託料987万4,000円は、次ページを御覧ください、主に中央公民館等警備業務委託料695万5,000円でございます。

細目公民館活動経費は44万3,000円で、主なものといたしましては、市民向け講座開催に係る講師謝礼33万円でございます。

次に、3目天文科学館費、本年度予算額704万2,000円で、前年度比23万1,000円の増額でございます。

財源内訳は、その他特定財源の2万6,000円は入館料等でございます。

細目天文科学館管理運営経費は237万1,000円で、主なものといたしましては、需用費の光熱水費42万円と、次ページを御覧ください、委託料の天体望遠鏡保守・点検業務委託料44万円、また、備品購入費73万7,000円は、81センチ望遠鏡において天体を観測する際、天体の座標特定を補佐する機器一式に係

るものでございます。

次に、4目図書館費、本年度予算額3,700万2,000円で、前年度比885万6,000円の増額でございます。

財源内訳のその他特定財源240万9,000円は、ふるさと応援基金繰入金240万円と図書館コピーサービス料9,000円でございます。

細目図書館管理運営経費は540万1,000円で、主なものといたしましては、需用費のうち、消耗品費として新聞、雑誌の定期購読料など72万1,000円、使用料及び賃借料172万6,000円のうち、図書館システム使用料132万円は、所蔵図書の検索や貸出し管理等を行うシステムに係る使用料で、備品購入費259万2,000円は、図書購入費でございます。

次に、5目文化財保護費、本年度予算額939万円、前年度比427万2,000円の増額でございます。

財源内訳は、国庫支出金349万8,000円は、国の文化財保存事業費関係補助金306万9,000円と、県の文化財保護事業費関係補助金42万9,000円で、その他特定財源150万円につきましては、熊野古道森林施業対策基金繰入金と、東紀州地域振興公社からの熊野古道保全整備事業費補助金でございます。

細目一般保護事業は939万円で、主なものといたしましては、次ページを御覧ください。

需用費55万5,000円のうち、修繕料50万円は、熊野古道の維持管理に係る修繕料、役務費46万1,000円のうち、熊野古道維持保全活動手数料30万円は、熊野古道保全団体の活動に対して支払う手数料、また、委託料614万円は、世界遺産への追加登録を見据えて、天狗倉山山頂の大岩、天狗岩を国史跡に追加指定するために必要となる調査、周辺の地形等を測量し、データ化、記録するための天狗岩測量業務委託料でございます。当該経費には、事業費の最大2分の1までの国補助金と最大7%までの県補助金が交付されます。

負担金、補助及び交付金40万4,000円のうち、補助金40万円は文化財保護事業補助金であり、新規事業となりますので、資料において説明いたします。

委員会資料10ページを御覧ください。通知いたします。

資料2、文化財保護事業補助金についてでございます。

国、県、市などによって指定や登録を受けた文化財は、国や地域にとって貴重な社会資源かつ財産であり、これらを将来にわたり保護、継承するためには、文化財そのものの保存はもとより、価値の継承や文化の向上につながるため、保存と活用

の取組が求められております。

文化財には、市が所有管理を行うだけでなく、個人や地区が所有管理するものもあり、これらに係る経費に対して、国、県などにおいては一部補助事業が実施されておりましたが、本市においては、文化財保護条例において補助金が交付できる旨の定めがある中、補助制度が設けられておりませんでした。

そこで、次年度より、文化スポーツの振興を一層図っていくことを機会として新たに補助制度を設け、市内に所在する文化財の保存と活用を図るとともに、地域文化の向上に資することを目的に、予算の範囲内において文化財保護事業補助金を交付するものです。

補助額につきましては、補助対象経費のうち最大2分の1の補助で、1件20万円までを上限に予算の範囲内で補助し、また、補助対象については、国、県、市において指定や登録されている文化財を対象とし、その所有者、管理者の行為に限定して補助を行うものでございます。

また、国、県などの補助が受けられる場合は、それらを除く補助対象経費に対して補助を行います。ただし、本市におけるほかの補助金等が受けられる場合は、いずれか一つを選択いただくこととなります。

それでは、予算書210、211ページにお戻りください。通知いたします。

補償、補填及び賠償金の補償金100万円は、熊野古道と林業施業との安全調整等の経費補填に係るもので、熊野古道森林施業対策基金繰入金が充当されます。

次に、6目郷土室費、本年度予算額776万9,000円、前年度比34万9,000円の増額でございます。

財源内訳は、その他特定財源60万5,000円は、ふるさと応援基金繰入金の充当によるものであります。

細目保存運営事業は114万円で、主なものといたしましては、委託料82万5,000円のうち60万5,000円は、県指定文化財である尾鷲組大庄屋文書をはじめとする資料の薫蒸に係る委託料でございます。

次ページを御覧ください。

7目少年センター費、今年度予算額は1,054万4,000円で、前年度比367万3,000円の増額でございます。

財源内訳は、その他特定財源68万1,000円は、ふるさと応援基金繰入金の充当によるものであります。

細目少年センター一般事務費は68万1,000円で、主なものといたしまして

は、啓発物品購入に係る消耗品費やボランティア活動に係る傷害保険料などでございます。

負担金、補助及び交付金の補助金54万円は、青少年非行防止活動事業補助金として、少年指導員の会に19万8,000円、青少年育成地域活動事業補助金として、青少年育成町民会議に18万円、地域間交流活動推進事業補助金として、青少年育成市民会議に16万2,000円の助成を行うものでございます。

次に、8目文化会館費、本年度予算額は6,497万6,000円で、前年度比758万1,000円の増額でございます。

財源内訳は、その他特定財源4,689万9,000円は、ふるさと応援基金繰入金3,539万9,000円と、活性化対策基金繰入金650万円、三重県市町村振興協会市町交付金500万円の充当によるものです。

細目文化会館管理運営費は6,497万6,000円で、主なものといたしましては、需用費の修繕料431万4,000円は、舞台設備や空調設備等の修繕料でございます。

委託料6,015万1,000円につきましては、尾鷲市民文化会館指定管理料でございますが、今回は内訳がございますので、主要施策の予算概要にて説明いたします。

主要施策の予算概要98ページを御覧ください。通知いたします。

資料の中ほど、事業の内容の欄を御覧ください。

尾鷲市民文化会館指定管理料についてでございますが、管理運営委託料5,365万1,000円と文化事業実施委託料650万円の委託業務がございます。

管理運営委託料につきましては、市民文化会館の施設管理及び運営に係る従来の指定管理料に相当するもので、既に債務負担行為としてお認めいただいております5,365万1,000円に相当するものでございます。

文化事業実施委託料につきましては、従来は貸館事業収入を原資として行っていた文化事業に関して、人口減少等、社会情勢の変化の影響により著しく減少した貸館収入を補うため、次期指定管理より各年度ごとに額を定めるものでございます。コロナ禍以前においては、貸館事業により1,000万円を超える文化事業原資が確保できておりましたが、近年では、見込まれる金額が350万円程度に減少していることから、当該金額を文化事業費委託料として計上するものでございます。

それでは、予算書212、213ページにお戻りください。通知いたします。

以上、4項社会教育費の合計は、本年度予算額12億188万4,000円で、

前年度比10億1,004万8,000円の増額でございます。

続きまして、5項保健体育費でございます。

1目保健体育総務費、本年度予算額は3,889万9,000円で、前年度比105万9,000円の増額でございます。

財源内訳のその他特定財源740万円は、ふるさと応援基金繰入金700万円と、学校開放使用料40万円でございます。

次ページを御覧ください。

細目スポーツ振興事業は1,704万6,000円で、主なものといたしまして、報償費425万6,000円は、野球場などの活用やスポーツを推進していくための地域おこし協力隊1名の1年分の報償費など、委託料78万円は、美し国三重市町対抗駅伝参加事業委託料、負担金、補助及び交付金1,155万6,000円のうち、負担金として紀北健康センター利用料負担金792万円と、補助金として、成年スポーツ活動事業補助金60万円は、尾鷲市スポーツ協会への優秀選手の協会表彰、スポーツ講習会や各種競技の市民スポーツ祭などに係る補助金と、地域おこし協力隊活動費補助金200万円であります。

地域おこし協力隊につきましては、令和8年度を始期とする第2次尾鷲市スポーツ推進計画や国市浜公園野球場の整備、体育文化会館の耐震・長寿命化など、これらを契機に、本市のスポーツ推進と交流促進のため、施設活用や計画の促進を図る人物を募集するものでございます。

なお、補助金のうち、みえスポーツフェスティバル参加事業補助金、スポーツ振興イベント補助金につきましては、運用の一部を改めたこと、また、全国大会等出場助成金につきましては、昨年度まで国体高校総体助成金として行っていた助成について対象を拡充した上、名称を改めたことなどから、資料において説明いたします。

委員会資料11ページを御覧ください。通知いたします。

資料3、スポーツ振興事業に係る補助金についてでございます。

第2次スポーツ推進計画の策定に当たり、本市のスポーツ推進における課題が抽出される中、既存のスポーツ団体への支援の継続とともに、スポーツ団体に所属せずスポーツ活動を行っている市民への支援の充実や、情報収集、情報発信、活躍の顕彰などが課題として見えてまいりました。

そこで、課名が文化スポーツ振興課となり、第2次尾鷲市スポーツ推進計画の始期となる次年度より、本市のスポーツ振興を図る手だての一環として、より市民の

スポーツ活動を促進できるよう、資料のとおり、既存の補助金制度の運用見直しを行いました。

まず、みえスポーツフェスティバル参加事業補助金についてです。

こちらは、三重県や県内の競技団体らが毎年秋を中心に開催しているみえスポーツフェスティバルに参加した選手らに係る参加経費の一部について助成する補助金ですが、これまでスポーツ協会を通じて参加者を取りまとめた上で報告を受け、補助金を支給しておりました。しかし、みえスポーツフェスティバルでは、競技スポーツだけでなく、レクリエーションやニュースポーツなどの競技も含まれていることから、次年度以降、全ての競技について、直接、市で申請を受けることとし、より多くの競技への参加とその助成を行うことができるよう、機会の拡充を図るものでございます。みえスポーツフェスティバルの開催時期に合わせて、改めて周知を強化してまいります。

次に、全国大会等出場者参加助成金についてでございます。

こちらは、従来の国体高校総体助成金の助成対象が、国民スポーツ大会や全国高等学校総合体育大会などに限定されていたものを、国際大会、国民スポーツ大会、全国高等学校総合体育大会、その他の全国大会に対象を拡大し、助成金額も、従来の一律1万円から、内容に応じて5,000円から3万円まで段階的に改めたものであります。

助成対象となる大会については個別の判断が必要となりますが、これにより、従来では対象とならなかった大会への出場においても、地方予選、県大会を経て実施される全国大会の形式であれば、助成対象となります。

スポーツ活動において市民を代表して活躍する選手の経費の一部を助成するとともに、市内における市民スポーツの活動やスポーツ選手、人材の情報収集と顕彰等にも生かす運用を図るものでございます。

最後に、スポーツ振興イベント補助金についてでございます。

こちらは、スポーツ団体が県大会もしくはそれに準ずる大会を開催し、スポーツイベントによる集客交流を促進することを目的に行われている補助制度ですが、これまでは、その支給対象となる大会について、東紀州おわせ選抜少年野球大会とオープンウォータースイミング三重オープンに限定する形で支給されておりました。

しかし、今後においては、新野球場や体育文化会館の整備が進む中、スポーツ大会の誘致や交流促進が求められていること、また、競技スポーツに限らず、みえスポーツフェスティバルなど、レクリエーションやニュースポーツなどの県大会など

の実施が期待されることなどから、助成対象となる大会を限定せず、予算の範囲内で補助をする形に運用を拡充するものでございます。

それでは、予算書 214、215 ページにお戻りください。通知いたします。

次に、2 目運動場管理費、本年度予算額は 2 億 3,855 万 9,000 円で、前年度比 9 億 656 万 5,000 円の減額でございます。

財源内訳は、国庫支出金 1 億 1,000 万円は社会資本整備総合交付金で、地方債 1 億 1,000 万円は多目的スポーツフィールド整備事業債、その他特定財源 695 万 1,000 円は、国市浜公園整備等基金繰入金などでございます。

細目運動場維持管理経費は 1,780 万 3,000 円で、主なものといたしましては、需用費 522 万 1,000 円のうち、光熱水費 447 万 6,000 円は、新野球場に係る光熱水費が増額したことによるものでございます。

次ページを御覧ください。

委託料 463 万 9,000 円は、市立運動場、テニスコート、新野球場に係る清掃業務等の日常的な維持管理のほか、施設設備のメンテナンス、野球場電気設備に係る保安業務など、運動場施設監理業務委託料で、備品購入費 630 万 1,000 円は、新野球場の使用時における利用者の利便性を高めるため、可動式フェンスやベンチ、バッティングケージなど、所要の備品購入に係るものでございます。

細目多目的スポーツフィールド整備事業は 2 億 2,075 万 6,000 円で、主なものといたしまして、工事請負費 2 億 2,000 万円は、野球場利用者のための駐車場及び南門から駐車場にかかる通路を整備する工事費でございます。

工事箇所につきましては、資料にて御説明いたします。

委員会資料 12 ページを御覧ください。通知いたします。

○南委員長 間もなく昼の時報ですので、中断をいたします。

(休憩 午前 11 時 59 分)

(再開 午後 0 時 00 分)

○南委員長 続行します。

○世古教育委員会生涯学習課長 資料 4、国市浜公園整備に係る令和 8 年度工事についてでございます。

新野球場につきましては、南門橋の供用に合わせて供用を開始する予定でございますが、当分の間、駐車場につきましては、野球場西側に整備する仮設駐車場を使用することとなります。その間において、野球場の北側、資料の赤い部分の駐車場

ですが、今回の説明では、仮に第1駐車場と呼称させていただきます。この第1駐車場と第1駐車場に至る通路部分の工事をまず行います。これらの工事の完了後、利用者に第1駐車場を使用いただくこととし、続いて、仮設駐車場の部分に、もう一つの駐車場、仮に第2駐車場と呼称させていただきますが、この第2駐車場を整備するものであります。

それでは、予算書216、217ページにお戻りください。通知いたします。

次に、3目屋内運動施設管理費、本年度予算額は22万3,000円で、前年度比34万9,000円の減額でございます。

財源内訳は、その他特定財源9万円は、武道場、九鬼体育館の使用料であります。

細目屋内運動施設維持関係事業は22万3,000円で、施設維持管理のための修繕料などが主なものでございます。

以上、5項保健体育費の合計は、本年度予算額2億7,768万1,000円で、前年度比9億585万5,000円の減額でございます。

以上が生涯学習課に係る議案第14号「令和8年度尾鷲市一般会計予算の議決について」の説明でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長　ありがとうございます。

以上が教育委員会所管に関わる当初予算の説明でございました。

審査については、午後から行いたいと思います。

ここで、昼のため休憩いたします。昼は13時10分から開催をいたします。休憩します。

(休憩　午後　0時02分)

(再開　午後　1時06分)

○南委員長　午前中に引き続き、行政常任委員会を続行いたします。

午前中に説明をいただきました当初予算の審査に入りたいと思いますが、科目が、項目が多いので、教育総務と生涯学習と分けて質疑をいただきたいと思っております。歳入のほうもそうなんですけれども、特に、もう歳入のほうは、1項から結構、歳入の小学校費と学校費と、社会教育も運動体育のほうと大体分けると思うんですけれども、入のほうはともかく、歳出のほうにつきましては、教育総務のほうは182ページから201ページの範囲でございますので、まず、教育総務のほうから質疑を取りたいと思いますので、質疑のある方は御発言をお願いいたします。

○中井委員 予算説明書の182ページの教育総務費の事務局費が令和7年度と比べて、4,000万近く減額とされていると思うんですけども、194ページのほうの中学校費のほうでも2,000万近く減額されているとは思いますが、令和7年度予算のほうもチェックはしているんですが、これらの主な減額要因というのを教えていただきたいです。

○柳田教育委員会教育総務課長 大きなところで一括で説明させていただきますと、事務局費の減額に関しましては、1人1台パソコンの導入に係る費用が、今年度はございましたが、来年度はないというところがございます。

また、中学校費に関しましては、尾鷲中学校の屋内運動場及び武道場にスポットクーラーを今年度整備しましたが、来年度はないというところで減額となっているところが主な原因です。

○中井委員 ありがとうございます。

あと、191ページは総務のほうかな。一旦大丈夫です。すみません。

○南委員長 よろしいですか。

○仲委員 33ページの入のほうで、教育費県補助金の給食費負担軽減交付金が2,608万3,000円、これについては、小学校の給食の軽減交付金というような聞き取りをしておるんですけど、それで間違いはないかどうか。

それから、支出の189ページ、児童・生徒学校給食費給付金、これは、説明の中では、小学校と中学校の給食費が入っているということと理解しておるんですけど、この内訳で、小学校の分が幾らかというのは分かりますか。

○柳田教育委員会教育総務課長 まず、入のほうについて説明させていただきます。

国、県から下りてくる費用に関しましては、小学校分のみの歳入という形で計上のほうをさせていただいております。

また、給食費の配分でもよろしかったでしょうか。

○仲委員 うん。小学校費で幾らというのがあれば。

○柳田教育委員会教育総務課長 小学校のほうの人数が456名分と、少々お待ちください、中学校の、ごめんなさい、金額でもよろしいですか。

○仲委員 金額で。

○柳田教育委員会教育総務課長 すみません。小学分が2,608万3,200円。

○仲委員 そのままやな。

○柳田教育委員会教育総務課長 中学校の分が1,736万3,500円という形

で計上のほうをさせていただいております。

○仲委員 前年比較すると、大体800万弱増えておるんですけど、小学校のほうの分で限定して質問させてもらうと、給食費無料化という国の話し方があるんですけど、これ、給食費負担軽減交付金なんだね。全てが対象になっていないですね。どのような通達が来ておるかどうかわからんですけど、2,608万3,000円の給食費の対象となる事業というのは、ざっとどんなものですか。

○柳田教育委員会教育総務課長 いわゆる学校給食で給食費と算定されるものに関しましては、全て対象になっております。

また、国のほうは、一昨年から全国の状況を調査されておまして、一応、月額5,200円を上限として、国、県から交付されるという形となっております。

また、尾鷲市の場合は、昨年12月議会でお認めいただきました補正予算において、小学校費に関しては、大体4,700円を限度に予算のほうを、一人、月当たり4,700円を算出しておりましたが、やはり10月以降も、今度は物価上昇だけじゃなくて、やっぱり人件費であったり、運送費であったりというものをいわゆる価格に上乘せしてくるというような状況がありまして、食費に関しては20%から30%やっぱり上昇しておるということで、学校栄養教諭等とも協議させていただいた結果、来年度に関しましては、一人、1か月当たり5,200円、国の限度額まで引き上げた形で給食費のほうを交付するというところで、今のところ調整を図っているところです。

○仲委員 基準が一人、月5,200円、大体1食当たり170円ということで、前年度は4,700円ということであれなんですけど、言ったら交付金が出ていないという中で、単費でやっておったもんで、それはいいんですけど、5,200円を超えれば、多分、市の単費で出さなさいよというような感じだと思うんですよ。5,200円を下回る場合は、それは交付金をそのまま他に充当して、例えば、学校給食の配送委託料なんかもありますね。それから、もちろん人件費も4,000万ぐらいあると。それから、給食事業も690万ぐらいあるんですけど、多分これに充てられていないと思うんです。5,200円を下回った場合は、国の交付金というのはどうなります。

○柳田教育委員会教育総務課長 一応、国から県に補助金が落ちてきて、県の分と合わせて市のほうに落ちてくるという形なんですけれども、申請の段階で、下げた形で申請する形になってしまうと思いますので、余分な部分に使えるとか、待ちの部分のままプールできるとかというような性質の補助金ではないというふう

に考えております。

○仲委員 最後。

5,200円という基準が定められて、1食170円ということであれば、基準どおりですもんで、何ら問題ないと。これは小学校の話なんですけど、中学校の場合は、1食幾らの基準で算定されていますか。

○柳田教育委員会教育総務課長 中学校に関しましては、やはり食べる量も多いということで、前回、今年度も、少し小学校よりは高く見積もっておりましたが、来年度に関しましては、一人、1か月当たり5,500円をめどに今、計算のほうをしておるところでございます。

○仲委員 最後に。

国の方針では、8年度から給食費、言うたら無料化、違う、軽減をいたしますという話で、実質的には来ておるんですけど、国は当初予算、通っていないです。どういう、暫定予算になるか分かんんですけど、暫定予算の中で給食費が盛られたり、高校のあれも盛られるかも分かんやけど、そういう部分の通達は、当初予算が通ってなくても、予算を持ってもいいですよというような通達になっていますか。

○柳田教育委員会教育総務課長 国のほうから、あくまでも委員がおっしゃられるとおり、暫定であるというようなことで通達のほうは来ておりますが、ほぼほぼ予算確定であろうということを見越した上で、教育委員会のほうとして計上はさせていただいておりますし、話が違ってきますが、中学校費に関しましては、物価高騰の交付金のほうを充当するなど、限りある財源をしっかりと捕まえた形で事業のほうを進めたいと考えております。

○仲委員 ありがとうございます。

○南委員長 他にございませんか。

○中井委員 すみません、199ページのちょっと気になったことがあって、教えていただきたいんですけども、中学校教育振興経費の部活動地域展開業務委託料というのはどういったものなのか、教えていただきたいです。

○柳田教育委員会教育総務課長 部活動の地域展開に関しましては、以前より、学校の部活動に関しまして、子供の数が減ってきて、なかなかチーム編成が組めないであったり、学校の働き方改革の中で、クラブに係る時間数が多いというようなことから、今後はそういった部活動の内容によっては、幾つかフェーズはあるんですけども、現在、地域のいわゆるスポーツ団体、クラブチームであったり、そういった団体にクラブの一部の指導を任せていこうというような展開を今、国のほう

で進めておりました、現在、尾鷲におきましては、野球の部分と、あと、来年度からは、説明をさせていただきましたが、ソフトテニス地域展開を移行しておこうというふうに考えております。内容に関しましては、今、フェーズ2というところで、いわゆる土日、土曜日、日曜日の休みの日に、クラブ活動をそういった地域のクラブチームで担っていただくというところでやっております、月曜日から金曜日までのウィークデーは、学校のクラブでやるというところでは、

土曜日、日曜日に関しましては、地域の方が専門的に指導されたり、中には、学校の先生もその指導の中には入っていただくんですけども、そういった方に対して必要な、いわゆる人件費、報償費であったり、そのクラブチームでどうしても必要になってくるような消耗品であったりとかというところは、この委託料という形で交付していくというような流れとなっております。

○南委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

○小川議長　　予算書の195ページと199ページを併せて行きたいんですけども、小学校教育振興経費、扶助費のところと、中学校のところの扶助費のところ、給食の無償化が始まって、これ、扶助費、減るのかなと思っていたんですけど、昨年の予算書では三百何十万円やったと記憶しているんですけど、一気に六百何十万円増えているんですけど、この率というか、123名と76名、率は増えているんですか。その点はどうなんでしょうか。

○柳田教育委員会教育総務課長　　この学校の学用品費等の扶助費に関しましては、まず、人数に関しましては、今年度、令和7年度の予定が111名で、来年度、令和8年度は123名に小学校は、一応増加する予定でございます。中学校に関しましては、一方で減少の計算ではおるんです。

一方で、この金額が倍に上がっているところの理由なんですけれども、学用品費等がやっぱりこの物価高騰によって高くなっているというところで、国の示す方向が、令和7年度は1万6,300円で計算をしておりましたが、令和8年度は3万2,490円と、倍以上の金額に上げてきたというところで、予算も300万円ほど小学校費では増加するという形で計上のほうをさせていただいておるところです。

○小川議長　　給食無償化になって、給食分、なくなったじゃないですか。それで減るのかなと思っていたものですから、給食が減った分というのも結構あるんじゃないですか。

○柳田教育委員会教育総務課長　　給食費が減った部分もちろんございます。た

だ、対比するとすると、令和4年の時点との対比になりますので、大変申し訳ありません、今、金額的にどれだけ減っておるかというのは分からんのですけれども、やはり金額が増えておるところというのは、議長がおっしゃるとおり、人が増えている、対象の人数が増えているところと、それに係る費用の算定が、単価が上がってきているというところで、金額のほう、上がってきております。

また、予算に関しましては、普通交付税に算入されていると聞いております。

○小川議長　　これ、準要保護でも、交付税って全部頂けるんですか。

○柳田教育委員会教育総務課長　　普通交付税でございますので、幾ら、何%ぐらい算入されておるかというのは、当課のほうでは把握してございませんが、普通交付税の対象というふうになっていると聞いております。

○小川議長　　先ほど準要保護という言葉を使っておったんですけど、これまでだったら、去年はどうだったか覚えていないですけど、要保護何人、準要保護何人と言っていたと思うんですけど、変わったんですか、それが。

○柳田教育委員会教育総務課長　　いわゆる保護世帯に関しましては、生活保護法を優先という形になりますので、当課で準要保護の事務費の中で算入するのではなくて、福祉のほうで算定して交付される中に入っております。私ども教育委員会のほうで支給させていただくのは、あくまでも住民税非課税世帯などの生活困窮されておる準要保護世帯という形で計算のほうをさせていただいておるところでございます。

○小川議長　　生活保護のやつは全額国費だったですか。半々か、3分の1ぐらいじゃなかったかなと思うんですけど、全額国が、これ、全部見てくれるということなんでしょうか。

○柳田教育委員会教育総務課長　　すみません、生活保護の予算の範囲というものでは、ごめんなさい、こちらのほうでは確認が取れておりません。すみません。

○小川議長　　いいです。生活保護がそうじゃなかったら、準要保護だけするということは絶対ないですから、準要保護だけ国が見てくれるとか、絶対ないと思うので、その点どうなのかなと思ったので、財源構成はどうなのかなと思ったのでお聞きしました。

○柳田教育委員会教育総務課長　　ごめんなさい、そのところまではあれしておりませんが、生活保護費のほうも国の補助が入っておるかと思えます。

また、以前よりいろいろと議長を含めてお話がある中の御質問の中にもありましたけれども、現在、全体の人数に対して、約27%ほどが準要保護世帯という形で

認定のほうをさせていただいているような状況です。

○小川議長　　今、27%と言ったら、全国よりか、多いですよ。4人に1人ぐらいになってくるんですけど、いや、普通、5人に1人か、6人に1人ぐらいだったと思うんですけど。

それと、新人議員さんも多いので、この扶助費、どういうものが対象になるか、それだけ教えてあげていただけないですかね。お願いします。

○柳田教育委員会教育総務課長　　扶助費の中身は、いわゆる一般的な文房具等、使う学用品費であったり、通学用の用品の算定があったり、校外活動へ行った際の金額につきましても、年間ですけれども、1,600円を上限に交付させていただいておるもの、また、特殊なものでいけば、いわゆる新入学生の学用品費という形で、1年生に関しましては、特別に支給があったり、修学旅行に係る費用もその算入にあるなど、多岐にわたる支援のほうをさせていただいておるところです。

○南委員長　　よろしいですか。

他に学校教育関係でございませんか。

○佐々木委員　　193ページと199ページの修繕費のところ、学校のほうからウォシュレットへの要望があるという話があったんですけども、今、学校は、ウォシュレットはされていなくて、新たにウォシュレットを完備するということがしょうか。

○柳田教育委員会教育総務課長　　学校のほうなんですけれども、まずは洋式化ということで、洋式化のほうを進めておりまして、相当数、洋式化も進んでまいりました。現状、各御家庭でもウォシュレットのほうを使っている家庭が多いというところで、以前よりそういった要望があったことも事実です。

また、最近、洋式化ではなくて、大規模修繕をしたような場所におきましては、既にウォシュレット化されておるようなところもありますが、洋式化だけしたところだと、普通教室で子供たちが、児童・生徒が一番よく使うようなトイレに関しては、まだウォシュレット化されていないところが多うございますので、そういったところへ順次、配置のほうをさせていただければなというふうに考えております。

○佐々木委員　　ウォシュレットに関しては、やはりいろんな報道とか、いろいろ今、問題にもなっている部分があるんですけども、ウォシュレットの普及と同時に、日本で大腸がん、直腸がん、そして、女性に対しては子宮頸がんとか、そういうようなのがウォシュレットの普及とともに増加しているというデータが出ているんですけども、やはり特に粘膜の薄いところで、やっぱり経皮吸収といって、や

っぱりそういうところから入ってくるということで、ウォシュレットは気をつけなさいというようなニュースもよくあるわけなんですけれども、子供たちにとってそういうようなことというのはどうなのかということと、やはり今、どこでも、トイレを新しくつけた場合に、ウォシュレットというのはついているんですけれども、やはりその辺の認識というのはどのぐらい持っているのかなと思ってお聞きしました。

○柳田教育委員会教育総務課長　　すみません、いわゆるウォシュレットをつけることによって大腸がんが増えるというところまでの精査は正直しておりません。どちらかといえば、やはりいわゆるふだんの生活において、御家庭で使っている方が多いというところの中で、やはりトイレに行きづらいという子供がいてはいけないというところが主眼として今回、事業化させていただいております。

ただ、一方で、全てウォシュレットに交換することもないと思いますし、全て洋式化するということも、恐らく100%に近づきたいとは思っていますが、一定、和式も要るでしょうし、ウォシュレットがないところもあってしかりだと思えますし、使う、使わないに関しては、やはり児童・生徒の気持ちで、するか、使わないかというのは決めていただければよいのかなというふうには思います。

すみません、最後の質問はどのような、もう一回教えていただけますか、最後に。

○佐々木委員　　最後、何か言いました。それで大丈夫です。

できたら、両方残していただくのが、僕らから言うたらありがたいかなと思うのは、やはりサービスエリアとかに入っても、やっぱり僕は、個人的なあれで申し訳ないですけど、和式のほうへ行ってしまふんです。やっぱり誰が座ったか分からんようなところに座りたくないというのもあるんで、どうしてもええけど、どうしてもええというわけじゃないけど、やっぱりいろいろおると思うので、全部ウォシュレットにしてしまうというのはというので、お願いします。

○柳田教育委員会教育総務課長　　佐々木委員がおっしゃられるとおり、やはり目標としては、できる限り、子供たちであったり、学校施設の中において、利便性の高いような形で、ウォシュレットであったり、洋式化というものを進めたいとは思っておりますが、おっしゃられるとおり、やはり得手不得手というものもあるかと思えますし、そういったところを含めて、全て変えればええというものではないということも、私ども事務局も考えておりますので、そういったところは、学校ともしっかりと協議した上で、整備するところ、しないところというのをすみ分けさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○南委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

○西野副委員長　　すみません、主要施策の予算概要 84 ページの奨学資金貸与事業について聞きたいことがあります。

令和 8 年度には、奨学金の貸付金額の増額が予定されていますけど、応募数や問合せ状況に変化、ありますか。

○柳田教育委員会教育総務課長　　奨学金に関しましては、今年度、また昨年度も、制度改革のほうを進めさせていただいたことであったり、奨学金の U ターン者への免除なども進めて、ポスターなども作って周知徹底のほうをさせていただきました。

その中で、実は 3 月 10 日、昨日、令和 8 年度分の申請の期日でございます、今、取りまとめているところ、12 件の応募がありました。1 件は書類不備の状態でも保留にはしてあるんですが、今後、その 12 件を、4 月に入ってからになります、審査をさせていただいて、審査会で確定して交付させていただくというような流れになるかと思えます。

ちなみに、昨年度は 4 件の申請で 3 件が確定となっておりますので、非常に多い数字、人数であるというふうに思っております。

○西野副委員長　　応募が増えている要因として、増額だけではなく、U ターンに対する償還免除というの関係していますか。

○柳田教育委員会教育総務課長　　申請段階で、どのような理由で応募されたかというところまで聞いておりませんので、どのような気づきがあつて応募されたかというのは、実は分かっていない状況なんですけれども、このような形で議会で御報告さしあげたり、皆様から御指摘いただいたことが一つの周知になっていると思えますし、さらに、金額を上げたこと、U ターン者への償還免除が行われることなど、その制度的なところも含めて、今回 12 名になってきたんじゃないのかなというふうには思っております。

ただ、一方で、やはりこれだけ増えたということもあれば、一方では、物価高騰による学費が厳しいという方もおみえになるかと思えますので、4 月に入ってから、この方々に一度アンケート調査をしてみたいなというふうに考えております。

○西野副委員長　　以前の質問でもお伺いしたんですけど、地元企業だけでなく、市役所自身も人材不足、人員の確保が難しいということなんですけど、現在の償還免除の対象外として、国家公務員、地方公務員となっているんですけど、市長にお伺いしたいんですけど、制度設計時と現在では、社会の情勢が変わっていると思

ます。定住人口の増加を増やすためにも、これらの除外要件を排除してはどうかと思うんですけど、どうでしょうか。

○加藤市長 現在、尾鷲市の場合には、地方公務員並びにそれに準ずる団体への就職した場合に、この返還免除の対象外になっているんですよね。だから公務員になったら、幾ら奨学金があるといっても、これ、返さなきゃならない、尾鷲に帰ったとしてもというような話なのね。

私は、ここ最近の尾鷲市市役所への応募数が非常に減っていることは事実なんです。この前の一般質問でも、議員の皆さんから、市役所の採用、どうなっているのか、大変じゃないかというような御質問で、何らかの策は打たなきゃならないという思いがあるんですけども、やっぱり今の若者、若い人たちを尾鷲のほうに定住移住、あるいは担い手を確保するためには、そういう縛りというのをやっぱり取る必要があるんじゃないかなと考えています。

一つはそれで、もう一つは、昔のように地方公務員が、昔でしたら就職でも非常に上位のほうにあった。今はもうそれどころじゃない。尾鷲を筆頭にして、各地方都市なんかというのは、要するに、市役所を応募される方が非常に少なくなっていると。ましてや、技術職とか、建設土木とか、あるいは保健師、そういったものに至るまで、専門職が非常に不足しているという現状を考えた場合には、それはやはりその悪化を取り除いたほうがいいんじゃないかなと私は思っていますので、これにつきましては、教育総務課のほうに、今後どうすればいいか、その在り方について協議するように指示いたします。

私としては、先ほど申しましたように思うんですけど、取りあえず教育総務課のほうにげたを預けながら、一応協議しろということで一応進めてまいりたいと思いますので。

○西野副委員長 この見直しにより、さらによい人材確保につながるということをお願いしています。

あと、最近、奨学金の肩代わり制度というものが、いろんなまちで広がってきていまして、そっちのほうも考えていただきたいと思います。

○加藤市長 その辺を含めまして、一度、教育委員会のほうで協議するように指示はいたします。いろんな形の中で今、私としては、まず、尾鷲のほうに帰って来ていただくという、その辺の手法というのはやっぱりいろいろ考えていかなきゃならない。それは、要するに就職先、担い手が非常に不足していますから、商工観光でもいろんな策を打ちながらやっているんですけども、こういうことも一つの手

法として前向きに検討はさせていただきたいと思っております。

○南委員長　　よろしいですか。よろしく願いをいたします。

他に学校教育関係で質疑はございませんか。

○中村委員　　主要施策の85ページなんですけど、ふるさと教育支援事業、こちらに地域の産業や職業についての体験学習を行い、地域と連携したふるさとキャリア教育を推進するとあるんですが、尾鷲市の各小学校は、同じ回数を行っておるのでしょうか。

○柳田教育委員会教育総務課長　　このふるさと教育に関しましては、まず、尾鷲育に関しましては、各学校、同じ回数、ただ、中にはやはり天候によってできないときもあるんですけれども、基本的には同じ回数を行っております。

また、いわゆるふるさと学習、ふるさと教育として、例えば干物作りであったり、林業のことを学んだりということに関しましては、各学校ごとに、いわゆる総合学習の時間で、回数が多少違うところもあるかと思えます。

また、尾鷲小学校などにおきましては、各学年において、4年生に関しては何を勉強する、5年生に関しては防災を研究するというようなカリキュラム、そういうカテゴリーを分けて推進をしておるところでございます。

○南委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

○佐々木委員　　今の尾鷲育の85ページのことでお聞きしたいんですけれども、歴史とか景観、伝統文化ということとか、いろいろと尾鷲育、やっていると思うんですけれども、今日も視察の帰りに、瀬木山はどこまであったとか、ここはどうやったとかって、仲さんぐらいしか知らんなというようなことの話があったことについてなんですけれども、この間も新聞社の方に店に来られて、昭和の尾鷲を教えてほしいと言われて、僕が知っている範囲でいろいろと教えたんですけれども、やはり尾鷲のことを伝えられる人、昭和19年の津波のこともそうですし、もう伝えられる方が少なくなってきていて、昔の尾鷲、どんな尾鷲やったかということを知らない方が多いと思うので、歴史の中に、やはり尾鷲はこういう形で変わってきたとかそういうような、例えば、林業に触れる、魚を食べるということも大切なんですけれども、尾鷲のまちの変遷というの、そういうのなんかもあるんでしょうか、勉強の中で。

○柳田教育委員会教育総務課長　　いわゆる歴史に触れるというところはなかなかないです。

ただ、確かに佐々木委員がおっしゃられるとおり、いわゆる歴史のことに关しては、特に、例えば戦争教育なんかでもそうなんですけれども、実際に体験されて、体験談を話していただく方が少なくなっていたり、そういったところ、課題にはなってきたおるのも事実でございます。

それぞれの分野において、それぞれの学年において、学ぶ中で、そういった教育の部分をおえられるところというところは、カリキュラムの中に入れてできればとは思いますが、先ほど委員がおわれた尾鷲の歴史、そういうものの授業というのは、今のところはないかと思ひます。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、次に、社会教育課の審査に入りたいと思ひます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、議案第14号、令和8年度の当初予算の教育委員会に關する審査を終了いたしたいと思ひます。ありがとうございました。

次に、議案第32号「令和8年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)の議決について」の説明をお願いいたします。

○世古教育委員会生涯学習課長 それでは、議案第32号「令和8年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)の議決について」、補正予算書及び資料に基づき説明いたします。

当該補正予算につきましては、尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事の速やかな再入札執行に必要となる補正予算でございます。再入札に当たり、設計額について再積算が行われたこと、また、再入札の時期が年度を越えて行われることとなったことで、予算配分が複雑となっておりますので、説明におきましては、まず、一通り予算書における説明を行った後、資料において改めて説明をさせていただきます。

○南委員長 お願いします。

○世古教育委員会生涯学習課長 では、歳出でございます。

補正予算書12ページ、13ページを御覧ください。通知いたします。

9款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費5億3,976万7,000円の減額は、細目社会教育施設整備事業のうち、12節委託料1,020万3,000円の減額は、さきの尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事の入札

不調に伴い、再入札を行うに当たりまして、工事時期が当初の予定から変更されたことで生じた令和8年度分設計等業務委託に係る工事監理業務委託料の減額で、14節工事請負費5億2,956万4,000円の減額は、同じく再入札に当たって設計額の再積算を行ったこと及び工事時期が当初の予定から変更されたことで生じた令和8年度分工事請負費に係る減額でございます。

次に、債務負担行為補正について御説明いたします。

補正予算書5ページを御覧ください。通知いたします。

第2表債務負担行為補正のうち、尾鷲市体育文化会館及び尾鷲市立中央公民館耐震・長寿命化工事監理等業務委託1,020万3,000円、また、尾鷲市体育文化会館及び尾鷲市立中央公民館耐震・長寿命化工事費8億970万1,000円でございます。これらはいずれも、先ほど歳出で説明いたしました尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事の再入札における工事監理業務委託料及び工事請負費の令和9年度分に係る債務負担行為となります。

それでは、資料に基づき、再入札に係る事業費及び年度ごとの予算配分について説明いたします。

委員会資料5、尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事に係る予算配分についてを御覧ください。通知いたします。

本資料における説明は、便宜上、工事請負費に関する設計額についての説明から行わせていただきたいと思います。

①の表、設計に係る再積算額についてを御覧ください。

さきの令和8年1月14日開催の行政常任委員会において説明いたしました、再入札に向けた設計額の再積算について、実勢価格に即した形で、三重県建設技術センターにおいて積算を依頼したところ、13億4,949万1,000円の積算額となり、2億8,013万7,000円の増額が必要となりました。

再入札手続につきましては、新年度4月からの手続となりますので、この設計額に基づき、年度ごとに予算を配分したものが、②の表、年度ごとの予算配分についての各表となります。

まず、②の表のうち、1、当初事業費の表を御覧ください。

こちらは、当初予算における予算配分でございますが、再積算が確定する前でございますので、不調となった当初の事業費での配分でございます。当初は7年度契約を想定として、7年度分事業費を1億円確保し、さらに、8年度の完成を見込んで、残額を債務負担行為として9億6,935万4,000円確保し、令和8年度

当初予算として計上しておりました。

これらが設計額再積算による増額と、入札時期が8年度当初に変更されることにより、予算配分を見直したものが、次の2、再積算事業費の表でございます。

新たな予算配分につきましては、令和8年度中の事業費については、総事業費の4割分として5億3,979万円を見込んでおり、9年度分につきましては、残額の8億970万1,000円を見込んでおります。

その上で、予算の配分についてですが、まず、令和7年度予算において確保されていた1億円につきまして、さきの議案第19号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の議決について」、3月補正予算において繰越しを行う旨、御説明させていただきました。

8年度分事業費につきましては、この1億円と合わせて5億3,979万円となるよう、令和8年度予算額を4億3,970万円とする必要があることから、当初予算額9億6,935万4,000円との差額である5億2,956万4,000円を減額するものです。

さらに、9年度分事業費である8億970万1,000円につきまして、債務負担行為補正となるものです。

次に、工事監理業務委託料についてです。

次ページを御覧ください。

③の表、工事監理等業務委託料についてを御覧ください。

こちらは、金額につきましては変更はございません。7年度と8年度の予算配分の割合を、新たに8年度と9年度における日数案分で再配分した表となります。

④の表、年度ごとの予算配分についてを御覧ください。

こちらでも工事請負費と同様に、1、当初の事業配分の表から2、再入札に向けた事業配分の表のとおり、入札時期の変更に伴い配分を見直すもので、その結果、8年度分事業費を1,411万円、9年度分事業費を1,020万3,000円と見込んだ上、8年度事業費については、7年度予算486万3,000円を繰り越し、1,411万円との差額924万7,000円を令和8年度予算とするため、8年度当初予算を1,020万3,000円減額するものです。さらに、9年度事業費1,020万3,000円について債務負担行為補正となるものです。

以上が令和8年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○西川委員　　これ、ごちゃごちゃ分けてあるけど、トータル、幾らになったんで

すか。これ、図面は一緒ですよ。金額だけ。

○世古教育委員会生涯学習課長 資料5の13ページの①の表、設計に係る再積算額についての表になりますが、再積算の金額13億4,949万1,000円、こちらが工事請負費、事業費となります。

○西川委員 ということは、この差額の約2億8,000万が増額したということですか。

○世古教育委員会生涯学習課長 そのとおりでございます。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、議案第32号は審査を終わりたいと思うんですけど、いずれにいたしましても、昨年11月27日予定の入札が応札者がなかったということで、今日まで半年、また、三月ということで延びているんですけども、ぜひとも次回の入札で応札して落札をしていただく見込みがあると思うんですけども、そこら辺の心配については、特に副市長、どうですか。次の入札で差額分も、2億8,000万を上乗せしたということで、指名、委員長として。

○下村副市長 今回、建設技術センターのほうへ再見積りをお願いしまして、再積算した額ということで、これで通常の入札は可能とは思っておりますが、昨今の他の自治体等の公共工事の入札においても入札不調が続いておるということで、ましてや、本市におきまして、建設事業者が他市と比べて少ないということもありますので、心配は心配なんですけど、大事な税金を使って実施する事業でございますので、むやみやたらな積算というか、うちも適正な積算で数字を出しておりますので、これで入札を執行したいと思っております。

○西川委員 財源構成はどうなっていますか。少し教えてください。

○世古教育委員会生涯学習課長 総事業費に係る財源構成ということで、見込みということでよろしいでしょうか。

まず、こちらの最終的な市の持ち出し分といたしましては、地方債等を加味いたしまして、35.41%を見込んでおります。ですので、おおむね4億8,000万程度が最終的な市の持ち出しとなる見込みで算定しております。

○西川委員 それ、幾ら増えたかって、聞いたんじゃないんですけど、4億、さっきのと違うじゃない、さっき2億8,000万と言っていたのに。

○世古教育委員会生涯学習課長 すみません。

○加藤市長 ちょっと説明させていただきます。

今までの10億6,900万から2億8,000万ほどプラスになって、今度の再見積りしたのが13億4,900万強と、これだけ上がったと。委員がおっしゃるのは、財源構成はどうなっているかというような話ですね。財源構成というのは、要するに、工事をこういうふうにすることによって、まず、ここの部分については、緊防債が使えるわけなんです、緊防債。それと、あと、過疎の特別債を使うために頑張りたいと思っています。それで、一方では公適債、もう一つは、森林環境譲与税という、これを何とか使いたいと。

当初は、10億6,900万に対して、それぞれの起債を起こしまして、一方では、森林環境譲与税なんかもあれまして、一般財源を含む本市の予定は、負担分、4億1,700万ぐらいを予定していたんですよ。今回、2億8,000万ほどプラスになることによって、それぞれの起債を起こし、税金も、要するに環境譲与税も使いながらあれしますと、大体4億8,000万ぐらいになるわけなんです、それを右から左へ全部落としてしまうと。そうすると、大体7,000万強、要するに市の負担額が増えると。これをどれだけできるかどうかは分かりませんが、極力、やっぱりこの分を、市の負担を減らすべく、今後、また、県、国との交渉をやっけていながら、頑張っ、元の数字に戻したいなという思いは強いんですけども、そういう形でやっていきたいと思っています。

○西川委員　いや、市長の意気込みは分かるんですけど、この金額で再入札をしました。また、ぼしゃるようなことがあったら、そのときは、もう全国どこでも取りやめになった工事というのはあるんですから、もう、そのときこそ潔く新築、目指しましょう。どうですか、市長。

○加藤市長　御心配、本当に先ほども副市長が申し上げましたとおり、今回、何とかこの再入札をすることによって落としていただきたいという思いは十分です。でもこれが100%だというわけにはいきませんし、もしそれがどうかなった場合には、もう私、覚悟を決めていますよ、どうすべきなのかということについては。しかし、やっぱり今の状況で再入札していただくということを信じて、何とか、要するに応札していただけるように、こっちから働きかけることはできませんから、だからその希望を待っているという。いや、それが駄目だったら、これ、やっぱり一から考えなきゃならないと僕は腹をくくっていますよ。そのつもりでおります。

○南委員長　よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようですので、最後に、議案第27号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」の説明をお願いいたします。

○世古教育委員会生涯学習課長　　それでは、議案第27号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」、資料に基づき説明いたします。

委員会資料、15ページを御覧ください。通知いたします。

昨年10月の行政常任委員会及び12月定例会において説明いたしました尾鷲市民文化会館の指定管理につきまして、去る1月26日に選定委員会を行いました結果、公益財団法人尾鷲文化振興会を指定管理者として指定しようとするものであります。

申請者につきましては、当該法人1団体のみでございました。

また、合格基準につきましては、候補者評価率70%以上を満たすことに設定し、申請者からプレゼンテーションを受けました。審査の結果、候補者評価率が75.67%となりましたので、公益財団法人尾鷲文化振興会を選定することといたしました。

指定の主な理由といたしましては、会館の公平な利用確保と文化事業の実施に当たり実績があることや、蓄積されたノウハウ等を生かし、円滑な運営や施設設備の維持管理等が期待できるというものであります。

指定管理期間は、令和8年度からの3年間であり、また、指定管理料は、お認めいただいております債務負担行為である3年間で、1億6,068万3,000円でございます。

なお、今後のスケジュールにつきましては、本定例会にてお認めいただいた後、4月1日からの業務開始に向けて、指定管理者の指定、指定管理者の告示、協定書の締結を3月中に行う予定であります。

以上が議案第27号の説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長　　議案第27号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」、御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようですので、教育課所管の議案審査は全て終了をいたしました。

ここで10分間休憩をいたします。報告事項が3本ぐらいあります、教育委員会からの。休憩します。

(休憩 午後 1時58分)

(再開 午後 2時07分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

まず、報告事項の3件のうち、こどものリビングルーム、第2次尾鷲スポーツ振興計画、第四次尾鷲市子どもの読書活動推進計画の3本ありますけれども、3本分併せてお願いをいたします。

○世古教育委員会生涯学習課長 それでは、委員長の許可をいただきましたので、三つの報告を併せて報告させていただきたいと思います。

まず、第2次尾鷲市スポーツ推進計画に係る報告につきまして、資料に基づき説明いたします。

本計画につきましては、令和7年11月に開催された行政常任委員会において、中間案と策定スケジュールについて説明をさせていただき、皆様から御意見を賜りました。また、その後、令和8年1月19日から30日までパブリックコメントを行いましたところ、2件の御意見をいただきました。これらの御意見を踏まえ、中間案の一部修正を行った最終案について、令和8年2月19日、尾鷲市スポーツ推進計画策定委員会において承認をいただき、翌20日には教育委員会においても承認をいただきました。

中間案からの変更点につきまして、軽微なものであったことから、今回の説明では、パブリックコメントの概要と中間案からの主な修正箇所の説明とさせていただきたいと思います。

委員会資料16ページを御覧ください。通知いたします。

資料7、第2次尾鷲市スポーツ推進計画についてでございます。

まず、①パブリックコメントの概要についてでございますが、1件目の内容につきましては、中学校の運動部活動の地域展開に関するものでございました。計画における位置づけについての御意見でございましたが、既に計画内の複数か所に位置づけられていたことから、その旨、回答するとともに、御提案の地域主体を基本とする旨、追記することにつきまして、計画の26ページに追記させていただきました。

2件目の内容につきましては、整備が進む国市浜公園の活用に向けた御提案でありましたことから、その活用に向けた考え方をお答えし、特に計画については変更は伴いませんでした。

次に、②中間案からの主な変更点についてです。

次ページを御覧ください。

計画の2ページの図について、より関連計画との関係が分かりやすい形に変更したこと、また、先日の委員会で御意見をいただきましたインクルーシブスポーツの概念について21ページに追記したほか、資料編の用語解説44ページなど、所要の追記を行いました。

また、中学校運動部活動の地域展開に関して、26ページには、先ほどの1件目のパブリックコメントに関する語句の追記を行うとともに、28ページには、先日の委員会で御意見をいただきました総合型地域クラブの部分にスポーツ協会とスポーツ少年団を追記いたしました。

そのほか、誤字脱字や表記の揺らぎの統一など、内容に影響のない範囲の軽微な修正を行っております。

また、本定例会において新野球場の名称を定める設置条例が議案として上程されていることから、現段階におきましては、計画30ページにおける新野球場の名称、尾鷲市立国市浜公園野球場には、（仮）と付されております。設置条例が御承認いただいた後において、当該（仮）の文字を削除させていただきます。

スポーツ推進計画に係る報告は以上でございます。

引き続き、第四次尾鷲市子どもの読書活動推進計画（中間案）に係る報告につきまして、資料に基づき説明いたします。

本計画につきましては、子供の読書活動の推進に関する法律に基づき策定する計画であり、本市の子供の読書活動を推進するための基本計画として、国に準じて、おおむね5年間で期間に定める計画でございますが、令和3年に定めた第三次計画が令和7年度をもって期間満了となることから、令和8年度からの5年間で対象とする第四次計画を策定するものでございます。

今回、中間案の説明となりますが、内容につきましては、最終案に近いものとなっております。

策定委員会につきましては、令和7年10月から3回開催しておりますが、令和8年2月6日の第3回策定委員会において、ようやく中間案の取りまとめに至ることができました。委員会への御報告が遅くなりましたことにつきまして、大変申し訳ございません。

今後につきましては、本日の委員会において皆様からいただいた御意見と、現在、実施中であり、定例会終了後に受付を終了するパブリックコメントにおいていただ

いた意見等を反映させる形で、年度中に計画を策定してまいりたいと考えております。

では、計画内容につきましては、図書館長より説明申し上げます。

○ 仲教育委員会生涯学習課副参事兼館長 それでは、第四次尾鷲市子どもの読書活動推進計画（中間案）について説明させていただきます。

まず、初めに、目次のほうを御覧ください。通知いたします。

御覧いただきますとおり、本計画は第1章から第5章までと資料編で構成されております。

2ページ、4行目以降を御覧ください。

令和3年3月に策定しました、前回計画である第三次尾鷲市子どもの読書活動推進計画の計画期間が令和7年度で終了するというところで、本市内外における諸情勢の変化、第三次計画期間におけるこれまでの様々な取組の成果、課題を検証しながら、継続的に子供の読書活動を推進していくため、今回、新たに第四次尾鷲市子どもの読書活動推進計画を策定するものであります。

同ページの2、計画の位置づけを御覧ください。

本計画の位置づけといたしましては、国や県の計画との整合性を図りつつ、本市の第7次尾鷲市総合計画後期基本計画や、尾鷲市教育ビジョン、第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画推進の実現に向け、全ての子供がいつでもどこでも読書を楽しむことができ、自らの考えを深め、豊かな心を育むことができるよう、家庭、学校、地域など社会全体が連携して子供の読書活動とその推進体制を整備するとともに、「こどもの未来 明日をともに育むまち おわせ」の実現に向けて取り組むことを位置づけております。

計画の期間としましては、令和8年度から令和12年度までの5年間、計画の対象はゼロ歳からおおむね18歳までの子供を対象としております。

次ページ、3ページを御覧ください。

第2章、第三次計画期間における取組と課題であります。

3ページから20ページまでの第2章は、第三次計画で掲げた項目ごとに、計画期間において、1、家庭、地域、学校等における読書機会の提供から4の第三次計画の目標数値と実施結果までの四つの項目について、それぞれの関係機関や部署が取り組んできた内容と、項目ごとの課題を挙げて記載し、計画期間における取組内容と課題を列記したものとなっております。

21ページを御覧ください。

第3章からは、本計画における新たな計画部分となります。

まず、1の基本理念では、全ての子供たちが自ら未来を切り開いていける力を育むことを目指し、「楽しい読書 本は未来へのとびら」を基本理念として、2の基本目標において、子供たちが読書活動や読書習慣を通じて多様な本に出会う機会を充実させるとともに、市全体で子供の読書活動を支える体制を強化していくため、1、身近な読書環境の整備・充実、2、子供の読書活動支援の充実、3、関係機関との連携強化の推進を三つの基本目標として定めた上で取組を進めていくこととしております。

次ページ、22ページには、施策体系図をつけております。

御覧のように、本計画は、基本理念の下に三つの基本目標と、それぞれの場面に応じた三つの基本施策、さらに、基本施策に合計27項目の具体的な取組といった体系としております。

次ページ、23ページを御覧ください。

本計画の目標数値を記載しております。第三次計画の目標数値と同じく、学校の授業時間以外に、1日当たり10分以上読書をしたと回答する子供の割合を、令和7年度の文部科学省全国学力・学習状況調査における現状値を5ポイント上回る数値として、小学校を53.8%、中学校を43.1%に定め、新たな基本理念に基づき、取組を体系的かつ計画的に実施することで、その達成を目指してまいります。

24ページを御覧ください。

第4章以降につきましては、先ほど説明した三つの基本目標順に、九つの基本施策ごと、それぞれ細かく区分化して、具体的な取組と実施主体、連携協力者が明確に分かるよう記載しております。

一つ目の基本目標、身近な読書環境の整備・充実では、子供の読書活動を推進するための身近な読書環境として三つの基本施策を定め、それぞれの充実を図ることで施策の推進につなげる計画としております。

まず、一つ目の基本施策、市立図書館における取組の充実については24ページから26ページまで、家庭の読書環境の充実、家庭への図書の貸出しや、関係施設等への団体貸出しの積極実施などや、図書資料の収集による充実、新たに整備が予定されている図書館における設備の充実、あと、コンテンツ配置については、ICTとデジタル技術を活用したコンテンツの配置について検討していくことを記載しております。

26ページを御覧ください。

二つ目の基本施策、学校における取組の充実としましては、26ページから27ページまで、図書の貸出しによる家庭の読書環境の充実や、学校図書館にない図書を保管する積極的な取組、学校図書館における本の展示やレイアウトの工夫により、児童や生徒たちがゆったりと自発的な読書を楽しむことができる空間づくりに努めることについて記載しております。

28ページを御覧ください。

三つ目の基本施策、関係施設等における取組の推進につきましては、28ページから30ページまで、子供たちにとって身近に読書環境を提供する施設として、それぞれの各施設において、それぞれが市立図書館との連携、あるいは独自の取組を通じて、子供の読書環境の充実を図ること、市立図書館の団体貸出しを積極的に活用し、それぞれの蔵書の保管を図っていくこと等を記載しております。

31ページを御覧ください。

二つ目の基本目標、子供の読書活動支援の充実といたしましては、市立図書館や学校の取組の充実を中心とした三つの基本施策として、子供たちが行う読書活動の支援の充実について記載しております。

まず、一つ目の基本施策、家庭・地域における取組の充実につきましては、31ページから34ページまでで、新たに整備が予定されている図書館については、市民のリビングルームとして保育園等からの施設見学の受入れや、乳幼児から高齢者までの居場所としての施設機能の充実を図っていくことを記載しております。

34ページを御覧ください。

二つ目の基本施策、子育て支援施設等における取組の推進につきましては、34ページから36ページまでで、各施設における取組を列記し、それぞれの取組の成果の向上に向け、市立図書館が絵本の選書やリスト作成、団体貸出し、絵本の読み聞かせやおはなし会などを通じ、連携を図っていくことを記載しております。

36ページを御覧ください。

三つ目の基本施策、学校教育における取組の充実においては、36ページから39ページまでで、本との出会いづくり、図書に親しむ機会づくり、より主体的な読書活動の支援、この三つの段階にカテゴリーを分けまして、学校図書館ボランティア、学校図書館司書、教師、図書館ボランティア、市立図書館職員らが連携協力して、子供たちに本や物語の楽しさ、面白さを伝える取組を行うことなどについて記載しております。

40ページを御覧ください。

最後に、三つの基本目標、関係機関との連携強化の推進といたしましては、市立図書館が実施主体となりながらも、各関係機関とのコミュニケーションを図りつつ、連携して情報提供や啓発の強化、運営体制の確保、職員司書等の資質向上、図書ボランティアの育成支援、読書機会、教育機会の充実等に向けた三つの基本施策として記載しております。

まず、一つ目の基本施策、情報収集と周知啓発の充実につきましては、40ページから41ページまで、子供の読書活動に係る各種情報の収集、読書の大切さについての保護者への啓発を図っていくことなどについて記載しております。

42ページを御覧ください。

二つ目の基本施策、運営体制の確保・充実につきましては、42ページから43ページまで、市立図書館や学校図書館等における図書館運営体制の充実や図書ボランティアの充実について記載しております。

43ページを御覧ください。

三つ目の基本施策、目的に応じた連携強化につきましては、43ページから44ページまで、乳幼児からの読書環境の充実に向けた連携や、児童期から青年期にかけての子供の未来の充実に向けた連携についてを記載しております。

最後に、45ページを御覧ください。

第5章、計画の推進体制と進行管理について説明させていただきます。

本計画の実効性を高めていくためには、計画に携わる関係機関等が連携し、取組の進捗状況について定期的に確認、評価を行うことが重要であることから、市立図書館が主となり、年度ごとの計画の進捗状況の点検、評価を行うとともに、関係機関ごとの多様な課題への対応、よりよい成果につなげるための連絡会議として、尾鷲市子ども読書活動推進連絡会議（仮称）の立ち上げとその運営に取り組んでいくということについて記載しております。

なお、46ページ以降は資料編となります。文部科学省の全国学力・学習状況調査結果や、尾鷲市立図書館における子供の利用状況の推移などを記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で第四次尾鷲市子どもの読書活動推進計画（中間案）の説明とさせていただきます。

○南委員長 ありがとうございます。

○世古教育委員会生涯学習課長 子供の読書活動の推進につきましては、本市における子ども・子育て支援の施策の一環でもございます。本計画の策定と、また、

新図書館の新たな整備を好機といたしまして、今後の子供の読書活動の推進に取り組んでまいりたいと思います。

では、続きまして、こどものリビングルームについて報告させていただきます。

こどものリビングルームにつきましては、移転拡充整備される予定の新図書館のコンセプト、市民のリビングルームと対をなすものとして、体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事に伴い、現在の市立図書館跡に、天候や気候に左右されず利用できる子供や子育て世代の居場所づくりとして整備する予定であり、当初、令和7年度中に設計を行い、令和8年度において整備を目指すものでありましたことから、令和7年9月定例会において補正予算をお認めいただき、設計を実施いたしました。

その後、体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事に係る入札が不調となったことから、こどものリビングルーム整備につきましても、結果として整備予算の計上時期が令和9年度と見込まれることとなりましたが、今回実施された設計の概要につきまして、資料に基づき説明いたします。

資料の19ページを御覧ください。通知いたします。

こどものリビングルームのテーマでございます。

こどものリビングルームにつきましては、主体が子供であることから、子供たちが自ら考えながら遊べる空間、遊びながら学べる空間であること、また、リビングルームとして安心してくつろげる空間であること、これらを基本としながら、令和7年5月から6月まで市内の子育て世帯を対象に行いましたアンケート結果や、尾鷲の特徴かつ魅力である豊かな自然と歴史、文化、特に尾鷲ヒノキ等、木のぬくもりや尾鷲の森など、これらを感じることができるリビングルームをテーマといたします。

次のページを御覧ください。

レイアウト配置図でございます。

こどものリビングルームの対象は、乳児からおおむね小学生を主な対象としていることから、安全面を考慮する上で、緩やかに小学生エリア、幼児エリア、乳児エリアを区分し、中心部分にロビーやラウンジ、職員事務所を設けております。

次のページを御覧ください。

フロアのイメージ図でございます。

図の中央部分、エレベーターや階段からの接続部分にホールがあり、そこから中に入ると、正面にラウンジが位置します。ラウンジ部分には、乳児エリア、幼児エ

リア、小学生エリアの接続の中心となる位置にあり、大人も子供も飲物などを飲みながらくつろげるスペースにしております。また、入り口部分のロビーにはインフォメーションコーナーを設ける予定です。

また、図面上、ラウンジの上に乳児エリアが設けられております。

次に、右上の部分、幼児コーナーは、廊下部分はカーテンで仕切ることができませんが、通常は開放的な空間としております。基本的に、幼児の場合は保護者が同伴することとなりますが、幼児の中でも、二、三歳の年少児と四、五歳児の年中・年長児の発育の違いを意識して、緩やかな区割りを設けております。また、乳児室や子供用トイレを設け、乳児コーナーからも利用しやすい位置としております。

さらに、その上には体験教室を設けており、いきいき尾鷲っ子などの講座をはじめ、平日午前や夜間など、子供の利用がない場合は、会議室等としても利用できる部屋としております。

次に、左側の部分、小学生エリアでございます。こちらは、小学生たちが友達同士で遊んだり、学んだり、くつろいだりできるスペースとしております。なお、ロビーから小学生エリアに至る部分に事務室を設け、職員が常駐する体制を取ります。また、事務室下側に図工室機能に移転したものづくり教室を設けております。

次のページを御覧ください。

ホール、受付、ラウンジ入り口部分のイメージパースでございます。

次のページを御覧ください。

幼児エリア、乳児エリアのイメージパースでございます。

次のページを御覧ください。

小学生エリアのイメージパースでございます。

以上がこどものリビングルーム設計に係る説明でございます。

なお、事業費につきましては、整備に係る部分で約1,900万円、備品等購入費で約1,500万円、合計約3,400万円を予定しております。これらの予算計上につきましては、令和9年度当初予算を想定しており、みえ子ども・子育て応援総合補助金や木質化に係る有利な財源、その他起債等の活用を最大限図り、市の実質負担額の圧縮を最大限図ってまいります。

報告は以上でございます。

○南委員長　以上が報告事項でございます。

特に御意見のある方、御発言をお願いいたします。

○仲委員　スポーツ推進計画について教えてください。パブリックコメントの中

の概要で中学校部活動の地域展開について、地域主体を基本としてというところの云々の文章の地域の位置づけ、回答概要は、御提案の地域主体を強調する旨を追記すると書かれています。これ、策定委員会、ありますね。策定委員会でこの旨、審議了承されてから（聴取不能）。

○世古教育委員会生涯学習課長 策定委員会のほうにもこちらのパブリックコメントの結果、新旧対照表をつけて御了承いただいたものでございます。

○仲委員 地域主体という言葉について、運営委員からお話がなかったですか。

○世古教育委員会生涯学習課長 特にございませんでした。

○仲委員 地域が主体となつてとか、地域主体もいいんですけど、地域主体という言葉が、例えば防災とか、まちづくりとかという部分については、地域が主体となつてやっていきたいと思いますというのは今まで使われていたんですけど、スポーツの中での地域主体というのは、僕、聞いたことがないですわ。地域を巻き込んで、地域と連携してというような話は理解できるんですけど、中学校の部活活動に地域が主体となつて、土日であったとしてもですよ、その文言というのは、国の中学校の部活動の指針にこの地域主体という言葉は出ていますか。

○世古教育委員会生涯学習課長 すみません、そちらの部分までの確認は取ってございませんが、受皿として地域人材が主体となるといった趣旨の制度でございましたので、このような言葉を入れさせていただきました。

○仲委員 今回の計画の中の現状と課題の中に、5ページの5番に、中学校における部活動の地域展開というのがありますして、ここでは、地域主体という言葉は出ていないんですわ。いわゆる国の方針では、学校、家庭、地域が一体となつて生徒の活動を支えていく方針が示された。子供たちの中学校の部活動については、学校、家庭、地域が一体となつて生徒の活動を支えていく。僕は、ここが一番主たる文言だと思うんですわ。それが、いきなり地域主体が基本として、これ、大変な言葉ですよ。

教育長、どう思いますか。

○出口教育長 今、仲委員が言われたように、学校、家庭、地域と一体となつて地域の学校を支えるというような現状の中で我々、進めようとしている、そのような地域展開ということになると思います。ただ、ずーっと将来の話をしていきますと、やはり地域の中でそういうクラブが形成されていって、そこに小学生、中学生、そして大人も含めて活動していくということがやっぱり理想の姿ではないのかという意味で、言葉が適当かどうか分かりませんが、地域主体というような言葉になつ

ているんだろうというふうに理解をしています。

○仲委員 最後に。

ありがとうございます。もともと私の考え方は、中学校のクラブ活動については、やっぱり学校が主体となって、安全安心の中で進めていくと。これは、もともと教員不足のために起こったことで、教員の働き方改革で、そこにスポーツということが向けられたというので、これは、国と県の責任ですよ。それで、都市部では可能かも分かりません。スポーツセンターとか、いろんな民間のあれが。この東紀州で、そういうところはないですね。そうすれば、どうしても地域ぐるみというのは、地域差になるんですけど、そういう人材がいるかどうかという問題もありますし、やはりこれはじっくり子供たちの中学校のクラブを支えていくという考え方が主となってどうしていくかということが必要だと思うので、今回は、これはこれで策定委員会が承認したものでありますけど、地域主体が基本としたという言葉は、私は納得、ちょっとできませんね。

以上です。

○南委員長 よろしいですか。

○西川委員 ちょっと関連してやけど、今、都市部では、仲さんが言うように、ちゃんとできると思うんですよ。極端な話、輪内中学校に野球部ってありますか。

○出口教育長 輪内中学校、今は野球部としては一応あるんですけども、ただ、今、地域展開の中で、熊野と一緒にやっていくという、そういう状況です。

○西川委員 でしょう。球技がやっぱり育む、スポーツを通じる子供たちの関係というのは、大事なものがあると思うんですよ。球技スポーツもできんような人数で、コミュニケーション、あんまり取れませんか。個人競技ならいいですよ。団体競技になったら、そんなのも考えないと、特にこの南輪内のほうとかでは、孤立してしまうんじゃないのかなと思いますけど。野球のルールも知らない子もいるんですよ。

○南委員長 答弁はよろしいですか。

○出口教育長 今、西川委員の言われたことはおっしゃるとおりでございまして、先ほど話の中で出ていましたような教員の不足の問題もございまして、やっぱり生徒の減少という問題もあって、今言われたような、いわゆる団体のスポーツ、それらが成立しなくなっているという点から、やはり複数の学校が集まって一つのチームをつくっていく、そういう中で、やりたいスポーツをやらせていきたいというような趣旨もここにあるわけでございますので、これからは、やはりこうし

た地域展開の形が進んでいくのではないかというふうに思いますし、我々もそこは進めていく必要があるというふうに思いますので、この先で、間もなく各中学校で集まりまして、そこら辺の相談も一応するというようにしておりますので、動きがございましたら、また報告をさせていただくというふうにさせていただきます。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので……。

○小川議長 読書の推進計画でもいいですか。

○南委員長 どうぞ。

○小川議長 構わんの、推進計画……。

○南委員長 どうぞ。

○小川議長 先ほど読書の推進計画、立派な計画だなと思ったんですけど、これ、読書量の増加や読書の意欲の向上につなげなければならないと思うんですけども、先ほど聞いていて、これ、つながるのかなという思いがしたものですから。

教育長もよく知っていると思いますが、読書通帳というのをあちこちで今やっておりますよね。読書通帳って、聞いたこと、ないですか。記録がたまっていく様子が分かるもので、意欲の向上につながると思うんですけど、読書通帳というのを一回やってみたらいかがでしょうか。

○渡邊教育総務課調整監 ありがとうございます。学校においては、読書貯金という名目の下に、自分がどれだけ読んだページ数であったりとか、冊数を自分で記録しながら、自分の活動の成果を見ていくような取組を行っている学校もあります。

○小川議長 やはりそういうことをやると、読書の意欲の向上にやっぱりつながっておりますか。

○渡邊教育総務課調整監 はい。目に見えますので、その見える化を図ることによって子供たちの意欲につながるがありますので、一度、学校のほうからも、どういう取組をしておるのかということを一回聞いたんです。それで、聞いた上で、こういう取組を各学校、やっていますよということで下ろしております。それで、それを基に、また各学校は取組を進めていただいただけと考えております。

○南委員長 よろしいですか。

○西川委員 そういう取組をやっておるのであれば、いま一步踏み込んで、例えば、どんな本でもいいですよ。読んでみて、感想文というの、書く癖をつけると、かなり学力の向上にもつながるのではないのかなという気がしたもので、一言だけ、

それだけ言わせてください。

- 渡邊教育総務課調整監　　ありがとうございます。特に、夏休みの宿題の中で読書感想文を書くようなことも取組をしておる学校はあります。それを、ただやれというんじゃなくて、学校のほうで事前にこういう書き方があるんだよということも指導しながら進めておるところもありますので、お知りおきください。

以上です。

- 南委員長　　ありがとうございます。

これで行政常任委員会を終了いたしたいと思います。

今日、東日本大震災から15年目の節目ということで、2万3,000人余りの貴い命が犠牲にされました。心から哀悼の誠をささげて、行政常任委員会を終了いたします。ありがとうございました。

明日は10時から病院からスタートします。お願いします。御苦労さんでございました。

(午後 2時40分 閉会)